

官報号外 昭和二十二年十一月八日

○第一回 参議院会議録第四十六号

昭和二十二年十一月七日(金曜日)午前
十時十九分開議

議事日程 第四十五号

昭和二十二年十一月七日

午前十時開議

第一 國務大臣の演説に関する件(第二日)

第二 農業協同組合法案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)

第三 農業協同組合法の制定に伴う農業團体の整理等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○議長(松平恒雄君) 諸般の報告は御異議がなければ朗読を省略いたします。

去月三十日予算委員長から提出した左の調査承認要求書に対し、議長は、去る四日これを承認した。

一、事件の名称 徵稅機関の予算に関する調査

一、調査の目的 徵稅方法の改善を図るため現下緊急の稅務官吏の待遇及び徵稅費の引上問題を調査研究する。

一、方法 現下の徵稅上の緊急問題の解決に資する。

○議長(松平恒雄君) これより本日の

ら意見を聽取し、且つ必要に應じ実地を調査する。

一、期間 今期國会閉会中

右本委員会の決議を経て參議院規則第三十四條第二項により要求する。

昭和二十二年十月三十一日

予算委員長 櫻内辰郎

參議院議長松平恒雄殿

昨六日衆議院から左の内閣提出案を受け領した。よつて議長は、即日これを予算委員会に付託した。

昭和二十二年度一般会計予算補正(第六号)

同日内閣から予備審査のため左の議案

が送付された。よつて議長は、即日これを農林委員会に付託した。

自作農創設特別措置法の一部を改正する法律案

同日左の質問主意書を内閣に轉送し

た。

小作金指定價格不公平に関する質問主意書(木曾三四郎君提出)

水害地農民に麦種子並に菜種子配給等に関する質問主意書(小川友三君提出)

同日内閣から予備審査のため左の議案

が送付された。農地調整法の一部を改正する法律案

中修正

○議長(松平恒雄君) これより本日の

ためには、各般の輸出振興策を講じておる次第でござりまするが、それにも拘わらず日本經濟が再建できるまでは、多少の輸入超過は止むを得ないと考えております。併しそれ以後は十分バランスが取れるものと確信いたしておる次第でございます。バイヤーとの契約は月末までの集計が四百万ドル程度でござりまするが、現在のところが集まつてあるわけではないことと、バイヤーはストック商品を購入するのいまして、民間貿易の許された商品の範囲が狭いのと、まだ各國のバイヤーが集まつておるわけではないことと、

政府対政府貿易の商品が大部分でござります。水谷商工大臣。

○國務大臣(水谷長三郎君) 昨日川上手

議員から貿易の問題に関する御質問がございましたが、それに答弁いたしました。

○國務大臣(水谷長三郎君) 昨日川上手

議員から貿易の問題に関する御質問がございましたが、それに答弁いたしました。

○國務大臣(水谷長三郎君) これより本日の

に行き詰りの現象を見つつある。政府は事業の破綻にいかに対処せんとする

かといふ御質問でございますが、この

点につきましては、御案内の通り事業

界が現在極めて困難なる状態に陥着し

ておることは御説の通りでございます

が、これが打開の方策は、個々の事

業体の基盤である産業經濟全般に對す

る諸般の対策を、総合的且つ強力に推

進するより外ないのでございまして、

かよう見地から現内閣といたしまし

ては、いわゆる經濟緊急対策を樹立い

たしまして、銅意これが実施に努めて

おる次第でございます。而して右緊急

対策がその実効を擧げるためには、事

業界自体はもとより、國民の各階

層を通じて、現下の經濟危機を突破す

る固い決意を持つて、心からの協力を

得ることが極めて肝要であると考えて

おる次第でございます。以上簡単に御

答弁申上げます。

○議長(松平恒雄君) 昨日に引続き質

疑を許します。板谷順助君登壇、拍手

○板谷順助君(登壇、拍手)

御演説に對しまして、諸君のお許しを得まして、所見を質したいと思うので

あります。承りますれば、大藏大臣

は少々健康を害しておられるというこ

とでありますから、時間の関係もあ

り、私は大体大綱についてお尋ねをす

るつもりでありまするので、暫く御辛

抱の上お聴き取りを願つて置きたいと

思ひのであります。

今回予算の編成に当りまして、再三

再四編成替えをされまして、政府當局

の御苦心に對しましては大いに敬意を

表する者であります。併しながら予算

に行き詰りの現象を見つつある。政府

は事業の破綻にいかに対処せんとする

かといふ御質問でございますが、この

点につきましては、御案内の通り事業

界が現在極めて困難なる状態に陥着し

ておることは御説の通りでございます

が、これが打開の方策は、個々の事

業体の基盤である産業經濟全般に對す

る諸般の対策を、総合的且つ強力に推

進するより外ないのでございまして、

かよう見地から現内閣といたしまし

ては、いわゆる經濟緊急対策を樹立い

たしまして、銅意これが実施に努めて

おる次第でございます。而して右緊急

対策がその実効を擧げるためには、事

業界自体はもとより、國民の各階

層を通じて、現下の經濟危機を突破す

る固い決意を持つて、心からの協力を

得ることが極めて肝要であると考えて

おる次第でございます。以上簡単に御

答弁申上げます。

○議長(松平恒雄君) 昨日に引続き質

疑を許します。板谷順助君登壇、拍手

○板谷順助君(登壇、拍手)

御演説に對しまして、諸君のお許しを得まして、所見を質したいと思うので

あります。承りますれば、大藏大臣

は少々健康を害しておられるというこ

とでありますから、時間の関係もあ

り、私は大体大綱についてお尋ねをす

るつもりでありますので、暫く御辛

抱の上お聴き取りを願つて置きたいと

思ひのであります。

今回予算の編成に当りまして、再三

再四編成替えをされまして、政府當局

の御苦心に對しましては大いに敬意を

表する者であります。併しながら予算

の編成につきましては、先ず第一に國民の所得を基礎といたしまして、いわゆるこれに対するところの租税の割合を決めなければならぬ。然るに昨日大藏大臣の御説明によれば國民の所得は概算九千億円ある、これに対する二三%であるという御説明であつたのであります。併しながら現在我が國の經濟狀態、御承知の通り敗戦の結果殆んどあらゆる方面が荒されてゐる。或いは財産税を取られる、財閥は解体され、又更に非常なるところの戰災を蒙つてゐる。あらゆる産業が殆んど萎靡銷沈の状態であります。であるから若し政府当局が、國民の所得が九千億円あるとしたならば、數字的にこの概算を示して頂きたい。私は恐らくは現在の状態においては、國民の所得は五千億あるかなしがと思うのであります。

〔その通り〕と呼ぶ者あり。若し仮に五千億の國民所得といたしましたならば、御承知の通り昨年度におきましたのは、國民一人当りは八百九十円、又本年度の本予算におきましても、その当時の人口に比較いたしまして、一人当たりが三千六十六円、即ち当初予算におきましては、租税の概算が六百八十億円、然るに今回の追加予算が、諸君も御承知の通り六百三十五億円であります。若しこれを本予算と合計いたしましたならば、國民一人当りは殆んど七割以上に当ることと思うのであります。果たして我が國の國民經濟においてこの負担に堪え得るや否や、これが重大問題

である。御承知の通り新田階級、いわゆる新興財閥は別問題といたしますて、國民の大部分は食生活に追われ、まして、いわゆるこれに対するところの租税の割合を決めなければならぬ。然るに昨日大藏大臣の御説明によれば國民の所得は概算九千億円ある、これに対する二三%であるという御説明であつたのであります。併しながら現在我が國の經濟狀態、御承知の通り敗戦の結果殆んどあらゆる方面が荒されてゐる。或いは財産税を取られる、財閥は解体され、又更に非常なるところの戰災を蒙つてゐる。あらゆる産業が殆んど萎靡銷沈の状態であります。であるから若し政府当局が、國民の所得が九千億円あるとしたならば、數字的にこの概算を示して頂きたい。私は恐らくは現在の状態においては、國民の所得は五千億あるかなしがと思うのであります。

〔その通り〕と呼ぶ者あり。若し仮に五千億の國民所得といたしましたならば、御承知の通り昨年度におきましたのは、國民一人当りは八百九十円、又本年度の本予算におきましても、その当時の人口に比較いたしまして、一人当たりが三千六十六円、即ち当初予算におきましては、租税の概算が六百八十億円、然るに今回の追加予算が、諸君も御承知の通り六百三十五億円であります。若しこれを本予算と合計いたしましたならば、國民一人当りは殆んど七割以上に当ることと思うのであります。果たして我が國の國民經濟においてこの負担に堪え得るや否や、これが重大問題

である。御承知の通り新田階級、いわゆる新興財閥は別問題といたしますて、國民の大部分は食生活に追われ、まして、いわゆるこれに対するところの租税の割合を決めなければならぬ。然るに昨日大藏大臣の御説明によれば國民の所得は概算九千億円ある、これに対する二三%であるという御説明であつたのであります。併しながら現在我が國の經濟狀態、御承知の通り敗戦の結果殆んどあらゆる方面が荒されてゐる。或いは財産税を取られる、財閥は解体され、又更に非常なるところの戰災を蒙つてゐる。あらゆる産業が殆んど萎靡銷沈の状態であります。であるから若し政府当局が、國民の所得が九千億円あるとしたならば、數字的にこの概算を示して頂きたい。私は恐らくは現在の状態においては、國民の所得は五千億あるかなしがと思うのであります。

〔その通り〕と呼ぶ者あり。若し仮に五千億の國民所得といたしましたならば、御承知の通り昨年度におきましたのは、國民一人当りは八百九十円、又本年度の本予算におきましても、その当時の人口に比較いたしまして、一人当たりが三千六十六円、即ち当初予算におきましては、租税の概算が六百八十億円、然るに今回の追加予算が、諸君も御承知の通り六百三十五億円であります。若しこれを本予算と合計いたしましたならば、國民一人当りは殆んど七割以上に当ることと思うのであります。果たして我が國の國民經濟においてこの負担に堪え得るや否や、これが重大問題

である。御承知の通り新田階級、いわゆる新興財閥は別問題といたしますて、國民の大部分は食生活に追われ、まして、いわゆるこれに対するところの租税の割合を決めなければならぬ。然るに昨日大藏大臣の御説明によれば國民の所得は概算九千億円ある、これに対する二三%であるという御説明であつたのであります。併しながら現在我が國の經濟狀態、御承知の通り敗戦の結果殆んどあらゆる方面が荒されてゐる。或いは財産税を取られる、財閥は解体され、又更に非常なるところの戰災を蒙つてゐる。あらゆる産業が殆んど萎靡銷沈の状態であります。であるから若し政府当局が、國民の所得が九千億円あるとしたならば、數字的にこの概算を示して頂きたい。私は恐らくは現在の状態においては、國民の所得は五千億あるかなしがと思うのであります。

〔その通り〕と呼ぶ者あり。若し仮に五千億の國民所得といたしましたならば、御承知の通り昨年度におきましたのは、國民一人当りは八百九十円、又本年度の本予算におきましても、その当時の人口に比較いたしまして、一人当たりが三千六十六円、即ち当初予算におきましては、租税の概算が六百八十億円、然るに今回の追加予算が、諸君も御承知の通り六百三十五億円であります。若しこれを本予算と合計いたしましたならば、國民一人当りは殆んど七割以上に当ることと思うのであります。果たして我が國の國民經濟においてこの負担に堪え得るや否や、これが重大問題

である。御承知の通り新田階級、いわゆる新興財閥は別問題といたしますて、國民の大部分は食生活に追われ、まして、いわゆるこれに対するところの租税の割合を決めなければならぬ。然るに昨日大藏大臣の御説明によれば國民の所得は概算九千億円ある、これに対する二三%であるという御説明であつたのであります。併しながら現在我が國の經濟狀態、御承知の通り敗戦の結果殆んどあらゆる方面が荒されてゐる。或いは財産税を取られる、財閥は解体され、又更に非常なるところの戰災を蒙つてゐる。あらゆる産業が殆んど萎靡銷沈の状態であります。であるから若し政府当局が、國民の所得が九千億円あるとしたならば、數字的にこの概算を示して頂きたい。私は恐らくは現在の状態においては、國民の所得は五千億あるかなしがと思うのであります。

〔その通り〕と呼ぶ者あり。若し仮に五千億の國民所得といたしましたならば、御承知の通り昨年度におきましたのは、國民一人当りは八百九十円、又本年度の本予算におきましても、その当時の人口に比較いたしまして、一人当たりが三千六十六円、即ち当初予算におきましては、租税の概算が六百八十億円、然るに今回の追加予算が、諸君も御承知の通り六百三十五億円であります。若しこれを本予算と合計いたしましたならば、國民一人当りは殆んど七割以上に当ることと思うのであります。果たして我が國の國民經濟においてこの負担に堪え得るや否や、これが重大問題

算は、私は新興財閥を目標としておるものと信ずるのであります。(「ノーノー」と呼ぶ者あり)現在我が國においては一休資産家らしい資産家があるか、ありますからして、恐らくは大衆課税を目標として或る程度までは取らにやならん。新興財閥については、御承知の通りいわゆる新内閣はろくな帳簿を持つておらん。或いは幽靈会社を作つておる、これに対するところの徵稅をいかなる方法によつて取るか、只今も申上げます通り、もうすでに前期においては百億円の漏泄があるじやないか、いかなる方法によつてこれを取るか、若しこれに対すところの具体的の案があるならばお示しを願いたい。大体インフレの増進といふことに付いては通貨面が非常なるところの影響がある。私はこの通貨の標準を定めるということについては國民の所得なものを基礎とせなければならん。私をして言わしむるならば、昨日大藏大臣は通貨審議会を設けるということをおつしやつておる。そんなことはもう遅いのだ。國民の所得を合したならば恐らくは千億、千億円が現在の我が國の國民の所得と物價の將來に対するこれが適當な、いわゆる適正通貨じやないかと思う。然るに現在一体幾ら出でるか、千六百七十億出でる。或いは最大限は千五百億程度といったしましても、この通貨縮小に対するところの何故早く手を打たん。恐らくは年末においては、これが二千億を予想されておるけれども、恐らくは私は大部分が政府資金があると思つてある。この厖大なる予算に対する

政府資金なるものが相当に出ることは免れない。從つて民間に手が廻らない、金が廻らない、廻らないのであります。御承知の通りいわゆる新内閣はろくな帳簿を持つておらん。或いは幽靈会社を作つておる、これに対するところの徵稅をいかなる方法によつて取るか、只今も申上げます通り、もうすでに前期においては百億円の漏泄があるじやないか、いかなる方法によつてこれを取るか、若しこれに対すところの具体的の案があるならばお示しを願いたい。大体インフレの増進といふことに付いては通貨面が非常なるところの影響がある。私はこの通貨の標準を定めるということについては國民の所得なものを基礎とせなければならん。私をして言わしむるならば、昨日大藏大臣は通貨審議会を設けるということをおつしやつておる。そんなことはもう遅いのだ。國民の所得を合したならば恐らくは千億、千億円が現在の我が國の國民の所得と物價の將來に対するこれが適當な、いわゆる適正通貨じやないかと思う。然るに現在一体幾ら出でるか、千六百七十億出でる。或いは最大限は千五百億程度といったしましても、この通貨縮小に対するところの何故早く手を打たん。恐らくは年末においては、これが二千億を予想されておるけれども、恐らくは私は大部分が政府資金があると思つてある。この厖大なる予算に対する

雇用表願いたい。次に、國民の注目的になつておる御承知の通り、この度の予算において、鉄道会計において五千億円の通信会計において二十五億円というものを一般会計から支出することになつておる。昨日大藏大臣の説明によれば、將來この金を返すのだとこう言う。一つの時期にこれを返す目的があるが、鉄道会計におきましては五ヶ年計画を立てて、これが七ヶ年に延びておる。鉄道会計におきましては五ヶ年計画において言わしむるならば、昨日大藏大臣は通貨審議会を設けるということを定めたことについては國民の所得なものを基礎とせなければならん。私をして言わしむるならば、昨日大藏大臣は通貨縮小に対するところの影響がある。私はこの通貨の標準を定めるということについては國民の所得なものを基礎とせなければならん。私をして言わしむるならば、昨日大藏大臣は通貨縮小に対するところの影響がある。私はこの通貨の標準を定める

のは、いわゆる特別会計であります。御承知の通り、この度の予算において、鉄道会計において五千億円の通信会計において二十五億円といふものを一般会計から支出しすることになつておる。昨日大藏大臣の説明によれば、將來この金を返すのだとこう言う。一つの時期にこれを返す目的があるが、鉄道会計において言わしむるならば、昨日大藏大臣は通貨縮小に対するところの影響がある。私はこの通貨の標準を定める

ことは、いわゆる特別会計であります。御承知の通り、この度の予算において、鉄道会計において五千億円の通信会計において二十五億円といふものを一般会計から支出しすることになつておる。昨日大藏大臣の説明によれば、將來この金を返すのだとこう言う。一つの時期にこれを返す目的があるが、鉄道会計において言わしむるならば、昨日大藏大臣は通貨縮小に対するところの影響がある。私はこの通貨の標準を定める

ことは、いわゆる特別会計であります。御承知の通り、この度の予算において、鉄道会計において五千億円の通信会計において二十五億円といふものを一般会計から支出しすることになつておる。昨日大藏大臣の説明によれば、將來この金を返すのだとこう言う。一つの時期にこれを返す目的があるが、鉄道会計において言わしむるならば、昨日大藏大臣は通貨縮小に対するところの影響がある。私はこの通貨の標準を定める

ことは、いわゆる特別会計であります。御承知の通り、この度の予算において、鉄道会計において五千億円の通信会計において二十五億円といふものを一般会計から支出しすることになつておる。昨日大藏大臣の説明によれば、將來この金を返すのだとこう言う。一つの時期にこれを返す目的があるが、鉄道会計において言わしむるならば、昨日大藏大臣は通貨縮小に対するところの影響がある。私はこの通貨の標準を定める

ことは、いわゆる特別会計であります。御承知の通り、この度の予算において、鉄道会計において五千億円の通信会計において二十五億円といふものを一般会計から支出しすることになつておる。昨日大藏大臣の説明によれば、將來この金を返すのだとこう言う。一つの時期にこれを返す目的があるが、鉄道会計において言わしむるならば、昨日大藏大臣は通貨縮小に対するところの影響がある。私はこの通貨の標準を定める

ことは、いわゆる特別会計であります。御承知の通り、この度の予算において、鉄道会計において五千億円の通信会計において二十五億円といふものを一般会計から支出しすることになつておる。昨日大藏大臣の説明によれば、將來この金を返すのだとこう言う。一つの時期にこれを返す目的があるが、鉄道会計において言わしむるならば、昨日大藏大臣は通貨縮小に対するところの影響がある。私はこの通貨の標準を定める

ことは、いわゆる特別会計であります。御承知の通り、この度の予算において、鉄道会計において五千億円の通信会計において二十五億円といふものを一般会計から支出しすることになつておる。昨日大藏大臣の説明によれば、將來この金を返すのだとこう言う。一つの時期にこれを返す目的があるが、鉄道会計において言わしむるならば、昨日大藏大臣は通貨縮小に対するところの影響がある。私はこの通貨の標準を定める

の後段々殖えまして、昭和十六年においては三千八万人、現在においては六十万人である。即ち鐵道キロ当り昭和十二年においては十二人であつたものが、現在においては二十九人である。これが現在の実情である。或いは労働基準法拘束八時間制度によりまして、果して人員がこれでいいのかどうか、國民に納得させるといふことについては、これに対するところの十分の説明を求めんければならん。これを國際的に見ましたならば、アメリカにおいては一キロ一人半、即ち日本の十分の一以下であります。勿論アメリカにおいては機械力を利用する、又この度戦災によりまして修理補強せねばならんといふ問題がありますから、これに対するところの人員の必要とでありますけれども、とにかくにも特別会計なるものを処理するといふことについては、運輸局は最善の注意を拂つて、國民によく納得させざる限りは、一般会計から五十億を補填する

ことは、いわゆる特別会計であります。御承知の通り、この度の予算において、鉄道会計において言わしむるならば、昨日大藏大臣は通貨縮小に対するところの影響がある。私はこの通貨の標準を定める

ことは、いわゆる特別会計であります。御承知の通り、この度の予算において、鉄道会計において言わしむるならば、昨日大藏大臣は通貨縮小に対するところの影響がある。私はこの通貨の標準を定める

ことは、いわゆる特別会計であります。御承知の通り、この度の予算において、鉄道会計において言わしむるならば、昨日大藏大臣は通貨縮小に対するところの影響がある。私はこの通貨の標準を定める

ことは、いわゆる特別会計であります。御承知の通り、この度の予算において、鉄道会計において言わしむるならば、昨日大藏大臣は通貨縮小に対するところの影響がある。私はこの通貨の標準を定める

ことは、いわゆる特別会計であります。御承知の通り、この度の予算において、鉄道会計において言わしむるならば、昨日大藏大臣は通貨縮小に対するところの影響がある。私はこの通貨の標準を定める

ことは、いわゆる特別会計であります。御承知の通り、この度の予算において、鉄道会計において言わしむるならば、昨日大藏大臣は通貨縮小に対するところの影響がある。私はこの通貨の標準を定める

ことは、いわゆる特別会計であります。御承知の通り、この度の予算において、鉄道会計において言わしむるならば、昨日大藏大臣は通貨縮小に対するところの影響がある。私はこの通貨の標準を定める

あらゆる人々が自覚をして我が國を救う。これ以外の途はない。私は信じる者であります。

どうか私が只今申上げましたる質問に対しても、まだいろいろお話ししたいこともありますけれども、大臣が揃わん、止むを得ずこの程度に止めて置きますが、只今申上げました点に対しても明解なるところの御答弁をお願いいたします。(拍手)

官公廳の労働組合の中に、政府から給料を貰つて、そうして政府の仕事をしないで組合運動に没頭しておる者が相当あるという点についての政府の所見を聞われたようではあります。誠に遺憾ながらその通りであります。これは労働組合本来の趣旨から申しますと間違つたことであります。労働組合本来の仕事は、労働組合は自動的な組合でありますから、若し労働組合運動に必要な役員が要るとするならば、組合員の支出した会費によつてこれららの組合の役員の給料をも貰うべきが正しい行き方であります。併し遺憾ながら日本の敗戦後の秩序が幾分緩んでときに、労働攻勢といふものが非常な勢いで接頭して來た。これに対する当時の政府の処置よろしきを得ないで、これを認めることがなつたのであります。(「ひやく」と呼ぶ者あり)(拍手)そこで現内閣になりますては、閣議においてこの問題を取り上げまして、これらの組合の仕事に専従するという者は、原則として認めないとすることを決定したのであります。

併しながら、一面労働組合を健全に育て上げるということは、日本の民主主義のためにも亦日本の將來の經濟の発展のためにも必要であります。これを急速に廢止するということは實際上ともありますけれども、大臣が揃わん、止むを得ずこの程度に止めて置きますが、只今申上げました点に対しても明解なるところの御答弁をお願いいたします。(拍手)

○國務大臣(西尾末廣君) 板谷君の御質問にお答えいたします。

官公廳の労働組合の中に、政府から給料を貰つて、そうして政府の仕事をしないで組合運動に没頭しておる者が相当あるという点についての政府の所見を聞われたようではあります。誠に遺憾ながらその通りであります。これは労働組合本来の趣旨から申しますと間違つたことであります。労働組合は自動的な組合でありますから、若し労働組合運動に必要な役員が要るとするならば、組合員の支出した会費によつてこれららの組合の役員の給料をも貰うべきが正しい行き方であります。併し遺憾ながら日本の敗戦後の秩序が幾分緩んでときに、労働攻勢といふものが非常な勢いで接頭して來た。これに対する当時の政府の処置よろしきを得ないで、これを認めることがなつたのであります。(「ひやく」と呼ぶ者あり)(拍手)そこで現内閣になりますては、閣議においてこの問題を取り上げまして、これらの組合の仕事に専従するという者は、原則として認めないとすることを決定したのであります。

併しながら、一面労働組合との團体協約によつて漸次改めて行く方針を探つておるのであります。

労働組合と政治運動の関係でありますが、イギリスの例を引かれましたが、日本のことと資本主義の発達も遅れ、従つて組合運動の発達も遅れた國において、殊に戰時中組合運動が禁止せられておつて、戰後急激に組合運動が発達したといふ状態におきましては、必ずしもイギリスの労働組合運動のように行かないのは止むを得ないのです。労働組合の仕事と政党的仕事の区別は当然なさればならんのであります。が、その点がやや昏迷しておる状態であることは遺憾であります。併し政府は労働組合法の精神に基きまして、できるだけこれを正常な労働組合に発達せしめるよう、と申しまして、この問題を取上げたいと考えておりますが、來年度予算を組むに当りますところは、來年度予算をもう早急に組む準備をしなければならぬのであります。又滞納も相当の数にも上つておるのであります。それを総計しまして百億を超える、こういうことを申上げたのであります。現在政府の考へております。現在政府の考へおりますところは、來年度予算をもう早急に組む準備をしなければならぬのであります。又滞納も相当の数にも上つておるのであります。それを総計しまして、別な言い方をいたしまして、收入の面において收入の大半をなす徵稅をなしえ得るかどうかといふことは、收入の面におけるかどうかといふことは、政

府といいたしましては、昨日申上げましたように、税務機構の強化、税務官吏の優遇待遇その他の点を十分踏ん張りまして、大體運用の日暮もつき、先方においての中合せも大体話がついたのでございまして、そういうことになつて徵稅に努力をし、徵稅の実を完全に挙げる。そして折角健全財政を採りましても、これが徵稅の点で破れるようござりますれば、更にこれが所得稅を撤廃して貰いたいという要求等も、それは政治問題と無関係とはい

えないのであります。その点の関係が相當具体的には面倒にならうと思いまするが、これは猶次労働者諸君の實際に組合運動をやつて行く経験を通じて、又日本の政治そのものが民主主義を意識に廢止するということは實際上困難でありますので、現在の状態からは絶対に増員しないということ、漸次これを減員して行くという方針を決めまして、「しつかりそれ」と呼ぶ者あり)これは労働組合との團休協約によつて漸次改めて行く方針を探つておるのであります。

○國務大臣(西尾末廣君) 行政整理の問題と呼ぶ

えないであります。その点の関係が相当具体的には面倒にならうと思いまするが、これは猶次労働者諸君の實際に組合運動をやつて行く経験を通じて、又日本の政治そのものが民主主義を意識に廢止するということは實際上困難でありますので、現在の状態からは絶対に増員しないということ、漸次これを減員して行くという方針を決めまして、「しつかりそれ」と呼ぶ者あり)これは労働組合との團休協約によつて漸次改めて行く方針を探つておるのであります。

○國務大臣(西尾末廣君) 行政整理の問題と呼ぶ

ざいまして、昭和十年の國民所得を基礎として計出されましたものであります。大体九千億、八千九百三十六億円であります。これは猶次労働者諸君の實際に組合運動をやつて行く経験を通じて、又日本の政治そのものが民主主義を意識に廢止するということは實際上困難でありますので、現在の状態からは絶対に増員しないということ、漸次これを減員して行くという方針を決めまして、「しつかりそれ」と呼ぶ者あり)これは労働組合との團休協約によつて漸次改めて行く方針を探つておるのであります。

○國務大臣(西尾末廣君) 行政整理の問題と呼ぶ

見えないのであります。その点の関係が相当具体的には面倒にならうと思いまするが、これは猶次労働者諸君の實際に組合運動をやつて行く経験を通じて、又日本の政治そのものが民主主義を意識に廢止するということは實際上困難でありますので、現在の状態からは絶対に増員しないということ、漸次これを減員して行くという方針を決めまして、「しつかりそれ」と呼ぶ者あり)これは労働組合との團休協約によつて漸次改めて行く方針を探つておるのであります。

○國務大臣(西尾末廣君) 行政整理の問題と呼ぶ

見えないのであります。その点の関係が相当具体的には面倒にならうと思いまするが、これは猶次労働者諸君の實際に組合運動をやつて行く経験を通じて、又日本の政治そのものが民主主義を意識に廢止するということは實際上困難でありますので、現在の状態からは絶対に増員しないということ、漸次これを減員して行くという方針を決めまして、「しつかりそれ」と呼ぶ者あり)これは労働組合との團休協約によつて漸次改めて行く方針を探つておるのであります。

○國務大臣(西尾末廣君) 行政整理の問題と呼ぶ

ざいまして、昭和十年の國民所得を基礎として計出されましたものであります。大体九千億、八千九百三十六億円であります。これは猶次労働者諸君の實際に組合運動をやつて行く経験を通じて、又日本の政治そのものが民主主義を意識に廢止するということは實際上困難でありますので、現在の状態からは絶対に増員しないということ、漸次これを減員して行くという方針を決めまして、「しつかりそれ」と呼ぶ者あり)これは労働組合との團休協約によつて漸次改めて行く方針を探つておのであります。

○國務大臣(西尾末廣君) 行政整理の問題と呼ぶ

ましても、その線に沿うてやつて行くつもりでございます。(拍手)

〔國務大臣三木武夫君登壇、拍手〕

○國務大臣(三木武夫君) 板谷君の御質問中、通信省関係の問題にお答えをいたします。御質問の要旨は、通信会計の赤字をどう処理するかという点につたと存じますが、板谷議員も御指摘になりましたが、板谷議員も御指摘になりましたが、板谷議員も御指摘なりましたごとく、本年度の通信会計の赤字は、若し繰入金がないといちますならば四十三億円になるわけであります。これが今般一般会計からの収入を二十五億円を差引きまして十八億六千二百萬円の赤字が出るわけであります。この通信会計の赤字は、その原因は、結局今回の予算是、今までの予算が千二百四ペースの上に人件費は予算が組まれておつたわけであります。又

○議長(松平恒雄君) 木内四郎君。

(木内四郎君登壇、拍手)

○本内四郎君 今四補正予算を提出されると当りまして、昨日大藏大臣から詳細な御説明があつたのであります。我が、極めて厖大なる追加予算であります。それが御承知のよしな物價の騰貴、或いは人件費に至りましたても十八百円ペースになつた。従つてこういう基準によつて料金を決められておつたことが、今日の実情からいえば、その人件費、物件費と料金とはマッチをしていないということになるわけであります。従つて料金の値上げ等の問題もここに起つて来るわけであります。諸般の経済情勢を考えまして、今回は通常料金の値上げをいたさない方針で進んでおります。今後郵便、電信、電話、保険、爲替等の部門に亘つて、事業の増收の処理を講じますと共に、或いは人件費の面において、支出の合理化を図つて、できるだけ経営の合理化によつて料金の値上げの時期、幅等を、國民の

負担を軽くして行きたい。併し適當な機会には料金の値上げをいたさなければならぬことになると存じます。従つて今間織り入れられました三十五億円も、その將來の償還などにつきましては、値上げの時期とか値上げの程度等によつて、一年、二年という短期の計画ではこの赤字を埋めることは困難であります。もう少し長期な計画を立てて、こういう繰入金の償還その他赤字を補填して、健全なる通信特別会計にいたしたいと、目下この案について検討を加えておる次第であります。お答えをいたします。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 木内四郎君。

先ず第一に、予算そのものについて伺いたいと思うのであります。大藏大臣は、中央及び地方を通じて、飽くまで健全財政主義を堅持して行くことを表明されたのであります。我々はこの方針に對しましては全く賛意を表するのであります。一号から八号までの予算をおきました。九百二十億の追加額を提出され、本年度全体といたしましては二千六十六億の巨額に上るのでありますけれども、今回の補正予算によりまして、当初の予算における余儀なき事情につきましては、我々はこれを認とする者であります。これから後におきまして、各般の情勢が変わらぬ間に、我々としては飽くまで、できるだけ歳出はこれを抑えて、そうして稅例ではありますが、それでも收支の均衡を得た予算であるということができると思ふのであります。併しながらこの際、我々としては飽くまで、できるだけ歳出はこれを抑えて、そうして稅

意を表するのであります。一号から八号までの予算をおきました。九百二十億の追加額を提出され、本年度全体といたしましては二千六十六億の巨額に上るのでありますけれども、今回の補正予算によりまして、当初の予算における余儀なき事情につきましては、我々はこれを認とする者であります。これから後におきまして、各般の情勢が変わらぬ間に、我々としては飽くまで、できるだけ歳出はこれを抑えて、そうして稅

意を表するのであります。併しながらこの際、我々としては飽くまで、できるだけ歳出はこれを抑えて、そうして稅

意を表するのであります。併しながらこの際、我々としては飽くまで、できるだけ歳出はこれを抑えて、そうして稅

意を表するのであります。併しながらこの際、我々としては飽くまで、できるだけ歳出はこれを抑えて、そうして稅

意を表するのであります。併しながらこの際、我々としては飽くまで、できるだけ歳出はこれを抑えて、そうして稅

意を表するのであります。併しながらこの際、我々としては飽くまで、できるだけ歳出はこれを抑えて、そうして稅

意を表するのであります。併しながらこの際、我々としては飽くまで、できるだけ歳出はこれを抑えて、そうして稅

意を表するのであります。併しながらこの際、我々としては飽くまで、できるだけ歳出はこれを抑えて、そうして稅

意を表するのであります。併ながらこの際、我々としては飽くまで、できるだけ歳出はこれを抑えて、そうして稅

意を表するのであります。併ながらこの際、我々としては飽くまで、できるだけ歳出はこれを抑えて、そうして稅

意を表するのであります。併ながらこの際、我々としては飽くまで、できるだけ歳出はこれを抑えて、そうして稅

意を表するのであります。併ながらこの際、我々としては飽くまで、できるだけ歳出はこれを抑えて、そうして稅

意を表するのであります。併しながらこの際、我々としては飽くまで、できるだけ歳出はこれを抑えて、そうして稅

意を表するのであります。併しながらこの際、我々としては飽くまで、できるだけ歳出はこれを抑えて、そうして稅

意を表するのであります。併しながらこの際、我々としては飽くまで、できるだけ歳出はこれを抑えて、そうして稅

意を表するのであります。併ながらこの際、我々としては飽くまで、できるだけ歳出はこれを抑えて、そうして稅

ばならない。こういふことをすでに言つておるのであります。又大藏大臣は、今回の予算の編成に当つて最善を盡し、且つ最善を盛つたと、いふようなります。勿論大藏大臣は、主觀的にはさうであります。併しそれが果してその通りになつてゐるかどうか、この点についても勿論後へいに検討を要する点であると思つてあります。又昨日、大藏大臣は川上議員の質問に対しまして、健全な國民經濟の基礎の上に、健全財政にしたかつたのであるが、併し今回は均衡を第一にした。こういふようなことを言つておられますので、その口吻から見ますと、いかにも今度は健全財政を均衡第一にしたと言つてゐるのを、均衡第一であるが、健全といふことは止むを得ず暫く後廻しにしたといふうちにも聞えないのであるのであります。こういう点につきまして、重ねて大藏大臣から明らかにして置いて頂きたいと思うのであります。

更に特別会計の赤字の問題、或いはその補填の方法等につきまして、先程板谷議員から詳細な御質問があり、又各大臣から御答弁がありました。各大臣から御答弁がありましたが、その点につきましては、一應各大臣の説明を了承する者であります。たゞ一つ私はここに伺つて置きたいことは、経済緊急対策は、経済緊急対策におきましては、すでに政府は六月こういふことを言つております。甚だしく過剰な從業者を抱えている企業については、その合理化及び健全化を図り、政府事業においても率先して右の措置を講ずる。こういふことを言つておる。又更に経済緊急対策におきましては、政府の事業特別会

計については独立採算制の本旨を徹底する。こういふことを言つておる。又國民相は昨日財政演説において、勿論後へいに検討を要する点であると思つてあります。又昨日、大藏大臣は川上議員の質問に対しまして、健全な國民經濟の基礎の上に、健全財政にしたかつたのであるが、併し今回は均衡を第一にした。こういふようなことを言つておられますので、その口吻から見ますと、いかにも今度は健全財政を均衡第一にしたと言つてゐるのを、均衡第一であるが、健全といふことは止むを得ず暫く後廻しにしたといふうちにも聞えないのであるのであります。こういう点につきまして、重ねて大藏大臣から明らかにして置いて頂きたいと思うのであります。

更に特別会計の赤字の問題、或いはその補填の方法等につきまして、先程板谷議員から詳細な御質問があり、又各大臣から御答弁がありました。各大臣から御答弁がありました。その点につきましては、一應各大臣の説明を了承する者であります。たゞ一つ私はここに伺つて置きたいことは、経済緊急対策は、経済緊急対策におきましては、すでに政府は六月こういふことを言つております。甚だしく過剰な從業者を抱えている企業については、その合理化及び健全化を図り、政府事業においても率先して右の措置を講ずる。こういふことを言つておる。又更に経済緊急対策におきましては、政府の事業特別会

計については独立採算制の本旨を徹底する。こういふことを言つておる。又國民相は昨日財政演説において、勿論後へいに検討を要する点であると思つてあります。又昨日、大藏大臣は川上議員の質問に対しまして、健全な國民經濟の基礎の上に、健全財政にしたかつたのであるが、併し今回は均衡を第一にした。こういふようなことを言つておられますので、その口吻から見ますと、いかにも今度は健全財政を均衡第一にしたと言つてゐるのを、均衡第一であるが、健全といふことは止むを得ず暫く後廻しにしたといふうちにも聞えないのであるのであります。こういう点につきましては、一應各大臣の説明を了承する者であります。たゞ一つ私はここに伺つて置きたいことは、経済緊急対策は、経済緊急対策におきましては、すでに政府は六月こういふことを言つております。甚だしく過剰な從業者を抱えている企業については、その合理化及び健全化を図り、政府事業においても率先して右の措置を講ずる。こういふことを言つておる。又更に経済緊急対策におきましては、政府の事業特別会

つたのであります。尚私は一方においてそういうことをいたしますと同時に、又昨日それに引続いて御説明申上げおりましたように、やはり國民の間に、この危機を突破するにはやはり税というものは納めなければならん、そうして危機を收めなければ國の財政即ち日本の経済が破綻するということを十分認識して貰う。それがためにはこの納稅運動も展開をいたさうと、これを兎程上げましたが、それをいたしたいと思うのであります。本内議員のお説の通り、嚴しきを以てのみ臨むということをいたしに、一方においては十分國民に納得をして貰う。こういう点において國民の納稅運動を是非展開したいと思う次第であります。尚國民に納稅ということを理解して貰うにつきましては、税制その他の複雑よりも簡易化というようなことを考える必要があります。こういうお示しであります。私が全く同意であります。実はこのインフレ利得者その他高額の利得者に対しても特別利得税のごときものを課税したいということを我々も考めたのであります。片山總理の補政演説にもそれが見えておるのであります。が、段々いろいろ抗議いたしました結果、この三月までありました複雑なる分類所得税をこの予算申告税に変えたのであります。これは簡易化するためにも分り易くなるという趣旨で変えたのであります。それを更にその上に特別の利得税をかけるというようなことは複雑になるという意味がありますので、國民に成るべく税の機構を分り易くするという趣意からして、実は特別利得税を止めまして、そうして、所

得稅のところの超七万円の者に対しても、本当に理想的をいたすよう改めた税額の累進課稅をいたすように改めた税額であります。尙今後につきましても、本当に理想的をいたすならば、自分の利得を見ればその利得の中で税が幾らかとすることを國民が頭にすぐびんと来るような税にしなければならないと、いうことを私理想と考えておるのであります。かくのごとき意味については十分努力したいと思う次第であります。

尙この税制の徹底化ということは簡易化と相待つ問題であります。先程も申上げました納稅運動或いはその他においても十分これを演繹いたしました。かように考えておる次第であります。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 國務大臣に対する質疑は尙ございますが、この際これを後に廻り、日程第一、農業協同組合法案内閣提出、衆議院送付)、日程第三、農業協同組合法の制定に伴う農業團体の整理等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)以上両案一括して議題とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。光子委員長の報告を求めます。農林委員長(鶴見義男君)。

審査報告書

農業協同組合法案

農業團体の整理等に関する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと認定した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて報告する。

昭和二十二年十一月四日

農林委員長 楠原 勉
河井 順八
山崎 恒
宇都宮 登
平沼彌太郎
板野 勝次
太田 敏兒
藤野 繁雄
岡村文四郎
柴田 政次
木下 澄吾
高橋 啓
佐々木鹿藏
北村 一男
島村 軍次
西山 龜七
堀川 啓

義男

多數意見者署名

農林委員長 楠原 勉
河井 順八
山崎 恒
宇都宮 登
平沼彌太郎
板野 勝次
太田 敏兒
藤野 繁雄
岡村文四郎
柴田 政次
木下 澄吾
高橋 啓
佐々木鹿藏
北村 一男
島村 軍次
西山 龜七
堀川 啓

組織法としては本法案は必ず妥当なものと認められ。

又「農業協同組合法の制定に伴い從來の農業会、農業実行組合等の解散手続財産処理又は引渡しに關する規定と他の法令における

関係條文の整理改廃を内容としたもので、本法案は必要な措置と認められる。

組合連合会(以下組合と総称する)は、法人とする。

第三條 第十三條第一項の規定により、農業の近代化、農業技術の高度化及び農民の經濟的、社會的地位の向上が期待され、農村の民主化及び農業生産力の増進に

さきに農地改革が行われ現に実行中であるが、我國農村の民主化を図るために、農地改革と並んで農業團体制度の根本的刷新がかれを望されるところであつた。而して「農業協同組合法案」はこの要望に副うために耕作農民を中心として「農業協同組合法案」はこの要望に副うために耕作農民を中心とし、眞に農民の自主的な協同組織の確立により農業生産力の増進と農民の經濟的社會的地位の向上を図らんとするもので、現在の農業團体とその趣を著しく異にして、自由の原則と生産の増進にその重点が置かれている。勿論今後

第六條 組合は、その行う事業によつてその組合員及び会員(以下組合員と総称する)のために最大の奉仕をすることを目的とし、當利を目的としてその事業を行つてはならない。

第七條 組合は、昭和二十二年法律第五十四号(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律)の適用については、これを同法第十四條各号に掲げる要件を備える組合とみなす。

第八條 この法律の規定により登記すべき事項は、登記の後でなければ、これを以て第三者に対抗することができない。

第三條 第一章 総則

第一條 この法律は、農民の協同組織の発達を促進し、以て農業生産

力の増進と農民の經濟的社會的地位の向上を図り、併せて國民經濟の發展を期することを目的とする。

第九條 この法律において、農民と

組合又は農業協同組合法会の名称に用いなければならない。

農業協同組合法会の名称中には、農業協

組合でない者は、その名称中に

農業協同組合又は農業協同組合連

合会なる文字を用いてはならない。

組合連合会の名称中には、農業協

組合又は農業協同組合連合会な

る文字を用いなければならない。

農業協同組合又は農業協同組合連

合会でない者は、その名称中

農業協同組合又は農業協同組合連

合会なる文字を用いてはならない。

組合連合会(以下組合と総称する)は、法人とする。

第四條 第十三條第一項の規定により、農業の近代化、農業技術の高度化及び農民の經濟的、社會的地位の向上が期待され、農村の民主化及び農業生産力の増進に

さきに農地改革が行われ現に実行中であるが、我國農村の民主化を図るために、農地改革と並んで農業團体制度の根本的刷新がかれを望されるところであつた。而して「農業協同組合法案」はこの要

望に副うために耕作農民を中心として「農業協同組合法案」はこの要

望に副うために耕作農民を中心とし、眞に農民の自主的な協同組織の確立により農業生産力の増進と農民の經濟的社會的地位の向上を図らんとするもので、現在の農業團体とその趣を著しく異にして、自由の原則と生産の増進にその重点が置かれている。勿論今後

第六條 組合は、その行う事業によつてその組合員及び会員(以下組合員と総称する)のために最大の奉仕をすることを目的とし、當利を目的としてその事業を行つてはならない。

第七條 組合は、昭和二十二年法律第五十四号(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律)の適用については、これを同法第十四條各号に掲げる要件を備える組合とみなす。

第八條 この法律の規定により登記すべき事項は、登記の後でなければ、これを以て第三者に対抗することができない。

第三條 第一章 総則

第一條 この法律は、農民の協同組織の発達を促進し、以て農業生産

力の増進と農民の經濟的社會的地位の向上を図り、併せて國民經濟の發展を期することを目的とする。

第九條 この法律において、農民と

農業協同組合法案

農業團体の整理等に関する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと認定した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて報告する。

第二十三条 出資組合の組合員は、
脱退したときは、定款の定めるところにより、その持分の全部又は一部の拂戻を請求することができる。

前項の持分は、脱退した事業年度の終における当該出資組合の財産によつてこれを定める。

第二十四条 持分を計算するにあつたり、出資組合の財産を以てその債務を完済するに足りないときは、當該出資組合は、定款の定めるところにより、脱退した組合員に対する負担に帰すべき損失額の拂戻を請求することができる。

第二十五条 前二條の規定による請求権は、脱退の時から二年間これを行わないときは、時効に因つて消滅する。

第二十六条 脱退した組合員が出資組合に対する債務を完済するまでは、出資組合は、その持分の拂戻を停止することができる。

第二十七条 出資組合の組合員は、定款の定めるところにより、その出資口数を減少することができ
る。

前項の場合には、第二十三條乃至第二十五條の規定を準用する。

第四章 管理

第二十八条 組合の定款には、左の事項を記載しなければならない。
但し、非出資組合の定款には、左の六号、第八号及び第九号の事項を記載しなくともよい。

一 事業
二 名称

三 地区

四 事務所の所在地

五 組合員たる資格並びに組合員の加入及び脱退に関する規定

六 出資一口の金額及びその拂込の方法並びに「組合員の有することのできる出資口数の最高限度」に関する規定

七 経費の分担に関する規定

八 剰余金の処分及び損失の処理に関する規定

九 准備金の額及びその積立の方

十 役員の定数、職務の分担及び選舉に関する規定

十一 事業年度

十二 公告の方法

十三 組合の定款には、前項の事項の外、組合の存立時期を定めたときはその時期を、現物出資をする者を定めたときはその者の氏名、出資の目的たる財産及びその價格並びにこれに対して與える出資口数を記載しなければならない。

十四 行政廳は、模範定款例を定めることができる。

十五 組合の理事の定数は、二人以上とする。

十六 組合員は、定款で定めなければならない事項を除いて、これを規約で定めることができる。

十七 第二十九條 左の事項は、定款で定めなければならない事項を除いて、これを規約で定めることができる。

十八 第三十條 組合に、役員として理事及び監事を置く。

十九 組合に、役員として理事及び監事を置く。

二十 組合に、役員として理事及び監事を置く。

二十一 組合に、役員として理事及び監事を置く。

二十二 組合に、役員として理事及び監事を置く。

二十三 組合に、役員として理事及び監事を置く。

理事の定数は、五人以上とし、監事の定数は、二人以上とする。

役員は、定款の定めるところにない。

より、総会においてこれを選挙する。但し、設立当時の役員は、創立総会においてこれを選挙する。

役員の選挙は、無記名投票によつてこれを行う。

投票は、一人につき一票とす

る。

組合の理事の定数の少くとも四分の三は、組合員（准組合員及び法人たる組合員を除き、組合員の組合員又はその組合員で准組合員又は法人でないものを含む。以下本條において同じ。）でなければなりません。但し、設立当時の理事は、設立の同意を申し出た農民又は設立の同意を申し出た組合の組合員でなければならない。

組合員又はその組合員で准組合員又は法人でないものを含む。以下本條において同じ。）でなければなりません。但し、設立当時の理事は、設立の同意を申し出た農民又は設立の同意を申し出た組合の組合員でなければならない。

第三十六條 理事の職務を行ひ者がないとき、又は前條の請求があつた場合において理事が正當な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

第三十七條 組合の組合員に對しても通知又は催告は、組合員名簿に記載したその者の住所に、その者が別に通知又は催告を受ける場所を組合に通知したときは、その所を組合に通知したときは、その場所に宛てることを以て足りる。

第三十八條 組合の組合員に對しても通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に、到達したるものとみなす。

第三十九條 組合の組合員に對しても通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に、到達したものとみなす。

第三十條 組合の組合員に對しても通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に、到達したものとみなす。

第三十一條 役員の任期は、一年とする。但し、定款で二年以内において別段の期間を定めたときは、その期間とする。

第三十二條 役員の任期は、前項の規定にかかるらず、創立総会において定める期間とする。但し、その期間は、一年を超えてはならぬ。

第三十三條 理事は、監事又は組合の使用者と、監事は、理事又は組合の使用者と相兼ねてはならない。

第三十四條 理事は、定款、規約及び組合の議事録を各事務所に、組合員名簿を主たる事務所に備えて、組合員名簿には、各組合員について左の事項を記載しなければならない。但し、非出資組合の組合員名簿を主たる事務所に備えて、組合員名簿には、各組合員について左の事項を記載しなければならない。但し、法令、法令に基いてする行政廳の処分又は定款若しくは

第三十四条 理事は、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 加入の年月日及び組合員たる年月日

三 出資口数及び出資各口の取得

四 拠出済出資額及びその拂込の方法の別

五 年月日

六 組合員及び組合の債権者は、第一項に掲げる書類の閲覽を求めることができる。

第七条 理事は、通常総会の会日から一週間前までに、非出資組合にあつては事業報告書及び財産目録を、出資組合にあつては事業報告書、財産目録、貸借対照表及び賃貸借契約書及び財産目録を、出資組合にあつては事業報告書及び賃貸借契約書及び財産目録を提出し、且つ、これらを主たる事務所に備えて置かなければならぬ。

組合員及び組合の債権者は、前項に掲げる書類の閲覽を求めることができる。

第一項に掲げる書類を通常総会に提出するときは、監事の意見書を添附しなければならない。

第五十条 役員は、總組合員（准組合員を除く。）の五分の一以上のものとみなす。

前項の規定による請求は、理事の全員又は監事の全員について、同時にこれを改選することができる。

前項の規定による請求は、理事の全員又は監事の全員について、同時にこれを改選することができる。

前項の規定による請求は、理事の全員又は監事の全員について、同時にこれを改選することができる。

前項の規定による請求は、理事の全員又は監事の全員について、同時にこれを改選することができる。

前項の規定による請求は、理事の全員又は監事の全員について、同時にこれを改選することができる。

前項の規定による請求は、理事の全員又は監事の全員について、同時にこれを改選することができる。

前項の規定による請求は、理事の全員又は監事の全員について、同時にこれを改選することができる。

前項の規定による請求は、理事の全員又は監事の全員について、同時にこれを改選することができる。

前項の規定による請求は、理事の全員又は監事の全員について、同時にこれを改選することができる。

員名簿には、第三号及び第四号の事項を記載しなくてもよい。

一 氏名又は名称及び住所

二 加入の年月日及び組合員たる年月日

三 出資口数及び出資各口の取得

四 拠出済出資額及びその拂込の方法の別

五 年月日

六 組合員及び組合の債権者は、第一項に掲げる書類の閲覽を求める

ことができる。

第七条 理事は、通常総会の会日から一週間前までに、非出資組合にあつては事業報告書及び財産目録を、出資組合にあつては事業報告書、財産目録、貸借対照表及び賃貸借契約書及び財産目録を提出し、且つ、これらを主たる事務所に備えて置かなければならぬ。

組合員及び組合の債権者は、前項に掲げる書類の閲覽を求める

ことができる。

第一項に掲げる書類を通常総会に提出するときは、監事の意見書を添附しなければならない。

第五十条 役員は、總組合員（准組合員を除く。）の五分の一以上のものとみなす。

前項の規定による請求は、理事の全員又は監事の全員について、同時にこれを改選することができる。

前項の規定による請求は、理事の全員又は監事の全員について、同時にこれを改選することができる。

前項の規定による請求は、理事の全員又は監事の全員について、同時にこれを改選することができる。

前項の規定による請求は、理事の全員又は監事の全員について、同時にこれを改選することができる。

前項の規定による請求は、理事の全員又は監事の全員について、同時にこれを改選することができる。

前項の規定による請求は、理事の全員又は監事の全員について、同時にこれを改選することができる。

前項の規定による請求は、理事の全員又は監事の全員について、同時にこれを改選することができる。

規約の違反を理由とする改選の請求は、この限りでない。

第二項の規定による請求は、改選の理由を記載した書面を組合に提出してこれをしなければならない。

i.

前項の規定による書面の提出があつたときは、組合は、総会の会日から七日前までに、役員に対し、その書面を送付し、且つ、総会において弁明する機会を與えなければならない。

第四十一条 役員には、民法第四十四條第一項、第五十二條第二項、第五十三條乃至第五十五條、第五十九條及び第六十一條第一項の規定を準用する。

第四十二条 組合は、収事及び会計主任を選任し、その主たる事務所又は從たる事務所において、その業務を行わせることができる。

第四十三条 収事及び会計主任の選任は、理事の過半数によりこれを決する。

収事には、商法第三十九條第一項第三項及び第三十九條乃至第四十二條並びに非公認事件手続法第七十二条乃至第一百七十四条の規定を準用する。

第四十三条 組合員（准組合員を除く。）は、組合員（准組合員を除く。）の十分の一以上の同意を得て、理事に対し、収事又は会計主任の解任を請求することができる。前項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を理事に提出してこれをしなければならぬ。

第一項の規定による請求があつたときは、理事は、当該収事又は

会計主任の解任の可否を決しなければならない。

理事は、前項の可否を決する日

から七日前までに、当該収事又は

会計主任に對し、第二項の書面を與えなければならない。

第四十四條 左の事項は、総会の議決を経なければならない。

一 定款の変更

二 規約の設定、変更及び廢止

三 每事業年度の事業計画の設定及び変更

四 種費の賦課及び徵收の方法

五 貸付金の利率の最高限度

六 農業協同組合連合会が一員貢のためにする手形の割引金額の最高限度

七 事業報告書、財産目録、貸借対照表、剩余金処分案及び損失処理案

八 資本の定め

九 資本の償還

十 資本の分配

十一 資本の譲り受け

十二 資本の譲り受け

十三 資本の譲り受け

十四 資本の譲り受け

十五 資本の譲り受け

十六 資本の譲り受け

十七 資本の譲り受け

十八 資本の譲り受け

十九 資本の譲り受け

二十 資本の譲り受け

二十一 資本の譲り受け

議長は、組合員として総会の議決に加わる権利を有しない。
第四十六条 左の事項は、総組合員（准組合員を除く。）の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上上の多数による議決を必要とする。

第五十条 債権者が前條第二項の一

定の期間内に異議を述べなかつたときは、出資一口の金額の減少を承認したものとみなす。

第四十七条 総会には、民法第六十四條及び第六十六條の規定を準用する。この場合において、第六十四條中「第六十二條」とあるのは、「農業協同組合法第三十七條第三項」と読み替えるものとする。

第四十八条 千人以上の組合員（准組合員を除く。）を有する組合は、定款の定めるところにより、総会に代るべき総代会を設けることができる。

総代は、組合員（准組合員を除く。）でなければならぬ。

第五十九條 出資組合は、組合員の定数は、少くとも二百人以上でなければならない。

総代には、第三十條第三項乃至第五項の規定を準用する。

第五十一条 出資組合は、定款で定める額に達するまでは、毎事業年度の剩余金の十分の一以上を準備金として積み立てなければならない。

第五十二条 出資組合は、定款で定める額に達するまでは、毎事業年度の剩余金の十分の一以上を準備金として積み立てなければならない。

第五十三条 出資組合は、定款で定める額に達するまでは、毎事業年度の剩余金の十分の一以上を準備金として積み立てなければならない。

第五十四条 出資組合は、組合員の持分を取得し、又は質権の目的として、信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相当の財産を信託しなければならない。

第五十五条 出資組合は、組合員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

第五十六条 発起人は、予め組合の事業及び地区並びに組合員たる資格に関する自論見書を作り、一定の期間前までにこれを設立準備会の日時及び場所とともに公告して、設立準備会を開かなければならない。

第五十七条 設立準備会においては、出席した農民又は組合の理事の中から、定款の作成に當るべき事項を定めなければならぬ。

第五十八条 設立準備会においては、出席した農民又は組合の理事の中から、定款の作成に當るべき事項を定めなければならない。

第五十九條 出資組合は、出資一口の金額の減少を請求したときは、その議決の日から二週間以内に財産目録及び貸借対照表を作らなければならぬ。

第六十条 出資組合は、前項の期間内に、債権者に対して、異議があれば

定の期間内にこれを述べるべき旨を公告し、且つ、貯金者以外の知っている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

前項の一定の期間は、一箇月を下つてはならない。

第五十一条 債権者は、定の期間内において、拂い込んだ出資額の割合に應じてこれをし、なお

剩余があるときは、組合員の事業に利用分量の割合に應じてこれをしなければならない。

第五十二条 出資組合は、定款の定めるところにより、年五分を超えない範囲内において、拂い込んだ出資

額の割合に應じてこれをし、なお

剩余があるときは、組合員の事業に利用分量の割合に應じてこれを

しなければならない。

第五十三条 出資組合は、定款の定めるところにより、組合員が出資の拂込を終るまでは、組合員に配当する剩余金をその拂込に充てる

ことができる。

第五十四条 出資組合は、組合員の拂込を終るまでは、組合員に配当する剩余金をその拂込に充てる

ことができる。

第五十五条 出資組合は、組合員の拂込を終るまでは、組合員に配当する剩余金をその拂込に充てる

ことができる。

第五十六条 発起人は、予め組合の事業及び地区並びに組合員たる資格に関する自論見書を作り、一定の期間前までにこれを設立準備会の日時及び場所とともに公告して、設立準備会を開かなければならない。

第五十七条 設立準備会においては、出席した農民又は組合の理事の中から、定款の作成に當るべき事項を定めなければならない。

第五十八条 設立準備会においては、出席した農民又は組合の理事の中から、定款の作成に當るべき事項を定めなければならない。

第五十九條 設立準備会においては、出席した農民又は組合の理事の中から、定款の作成に當るべき事項を定めなければならない。

第六十条 設立準備会においては、出席した農民又は組合の理事の中から、定款の作成に當るべき事項を定めなければならない。

第六十一条 設立準備会においては、出席した農民又は組合の理事の中から、定款の作成に當るべき事項を定めなければならない。

第六十二条 設立準備会においては、出席した農民又は組合の理事の中から、定款の作成に當るべき事項を定めなければならない。

第六十三条 設立準備会においては、出席した農民又は組合の理事の中から、定款の作成に當るべき事項を定めなければならない。

第六十四条 設立準備会においては、出席した農民又は組合の理事の中から、定款の作成に當るべき事項を定めなければならない。

剩余金の配当は、定款の定めるところにより、年五分を超えない範囲内において、拂い込んだ出資額の割合に應じてこれをし、なお

剩余があるときは、組合員の事業に利用分量の割合に應じてこれを

しなければならない。

第五十五条 出資組合は、定款の定めるところにより、組合員が出資の拂込を終るまでは、組合員に配当する剩余金をその拂込に充てる

ことができる。

第五十六条 発起人は、予め組合の事業及び地区並びに組合員たる資格に関する自論見書を作り、一定の期間前までにこれを設立準備会の日時及び場所とともに公告して、設立準備会を開かなければならない。

第五十七条 設立準備会においては、出席した農民又は組合の理事の中から、定款の作成に當るべき事項を定めなければならない。

第五十八条 設立準備会においては、出席した農民又は組合の理事の中から、定款の作成に當るべき事項を定めなければならない。

第五十九條 設立準備会においては、出席した農民又は組合の理事の中から、定款の作成に當るべき事項を定めなければならない。

第六十条 設立準備会においては、出席した農民又は組合の理事の中から、定款の作成に當るべき事項を定めなければならない。

第六十一条 設立準備会においては、出席した農民又は組合の理事の中から、定款の作成に當るべき事項を定めなければならない。

第六十二条 設立準備会においては、出席した農民又は組合の理事の中から、定款の作成に當るべき事項を定めなければならない。

第六十三条 設立準備会においては、出席した農民又は組合の理事の中から、定款の作成に當るべき事項を定めなければならない。

第六十四条 設立準備会においては、出席した農民又は組合の理事の中から、定款の作成に當るべき事項を定めなければならない。

第六十五条 設立準備会においては、出席した農民又は組合の理事の中から、定款の作成に當るべき事項を定めなければならない。

第六十六条 設立準備会においては、出席した農民又は組合の理事の中から、定款の作成に當るべき事項を定めなければならない。

第六十七条 設立準備会においては、出席した農民又は組合の理事の中から、定款の作成に當るべき事項を定めなければならない。

第六十八条 設立準備会においては、出席した農民又は組合の理事の中から、定款の作成に當るべき事項を定めなければならない。

第六十九條 設立準備会においては、出席した農民又は組合の理事の中から、定款の作成に當るべき事項を定めなければならない。

第七十条 設立準備会においては、出席した農民又は組合の理事の中から、定款の作成に當るべき事項を定めなければならない。

官報号外 昭和二十二年十一月八日 参議院会議録第四十六号 農業協同組合法案外一件

定款作成委員は、農業協同組合にあつては十五人以上、農業協同組合連合会にあつては二人以上でなければならない。

設立準備会の議事は、出席した農民又は組合の過半数の同意を以てこれを決する。

第五十八條 定款作成委員が定款を作成したときは、発起人は、一定の期間前までにこれを創立総会の日時及び場所とともに公表して、創立総会を開かなければならぬ。

前項の一定の期間は、二週間を下つてはならない。

前項の一定の期間は、二週間を下つてはならない。

定款作成委員が作成した定款の承認、事業計画の設定その他の設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならぬ。

創立総会においては、この限りで定款を修正することができる。但し、地区及び組合員たる資格に関する規定については、この限りでない。

創立総会の議事は、組合員たる資格を有する者でその会日までに発起人に対し設立の同意を申し出たものの半数以上が出席し、その議決権の三分の一以上でこれを決する。

前項の中出をした者は、書面又は代理人を以て議決権を行うことができ。創立総会について、第六十條第一項第三項乃至第五項及び民法第六十六條の規定を準用する。

第五十九條 発起人は、創立総会終了の後遅滞なく、定款及び事業計

画を行政廳に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

発起人は、行政廳の要求があるときは、組合の設立に関する報告書を提出しなければならない。

第六十條 行政廳は、前條第一項の申請があつたときは、設立の手続又は定款若しくは事業計画の内容が法令又は法令に基いてする行政廳の処分に違反する場合を除いては、その申請に係る同項の認可をしなければならない。

第六十一條 第五十九條第一項の申請があつたときは、行政廳は、申請書を受理した日から二箇月以内に発起人に対し、認可又は不認可の通知を発しなければならない。

行政廳が前項の期間内に同項の通知を発しなかつたときは、その期間満了の日に第五十九條第一項の認可があつたものとみなす。この場合には、発起人は、行政廳に對し、認可に関する証明をすべきことを請求することができる。

行政廳は、不認可の通知をするときは、その理由を通知書に記載しなければならない。

発起人が不認可の取消を求める訴を提起した場合において、裁判所がその取消の判決をしたときは、その判決確定の日に第五十九條第一項の認可があつたものとみなす。この場合には、第二項後段の規定を適用する。

第一項の事由による外、農業協同組合は、組合員（准組合員を除く。）が十五人未満になつたことに因つて、農業協同組合連合会は、なつたことに因つて解散する。

組合は、前項の規定により解散したときは、運営なくその事務を理事に引き渡さなければならぬ。

出資組合の理事は、前項の規定による引渡を受けたときは、運営なく出資の第一回の拂込をさせなければならない。

現物出資者は、第一回の拂込の期日に、出資の目的たる財産の全部を給付しなければならない。但し、登記、登録その他権利の設定又は移轉を以て第三者に対抗するため必要な行為は、組合成立の後にこれをする 것을妨げない。

合併は、行政廳の認可を受けなければならぬ。

合併は、その効力を生じない。

前項の場合には、第六十條及び第六十一條の規定を準用する。

第六十三條 組合は、主たる事務所の所在地において、設立の登記をすることに因つて成立する。

第六十四條 組合は、左の事由に因つて解散する。

一 総会の議決

第六章 解散及び清算

第六十五条 第二項の規定による解散の命令

解散の議決は、行政廳の認可を受ける。

五 存立時期の補足

第六十六条 合併に因つて組合を設立するには、各組合の総会において組合員（准組合員及び法人たる組合員を除く。又は会員たる組合の役員の中から適任した設立委員が共同して、定款を作成し、役員を選任し、その他の設立に必要な行為をしなければならない。

第六十七条 組合の合併による解散の命令

解散の議決は、行政廳の認可を受ける。

前項の場合には、第六十條及び第六十一條の規定を準用する。

第一項の事由による外、農業協同組合は、組合員（准組合員を除く。）が十五人未満になつたことに因つて、農業協同組合連合会は、なつたことに因つて解散する。

組合は、前項の規定により解散したときは、運営なくその事務を理事に引き渡さなければならぬ。

第六十八条 合併後存続する組合又は合併に因つて設立する組合が、その主たる事務所の所在地において、第七十九條に規定する登記をすることに因つてその効力を生ずる。

第六十九條 合併後存続する組合又は合併に因つて設立した組合は、合併に因つて消滅した組合の権利義務（当該組合がその行う事業に關し、行政廳の許可、認可その他の処分に基いて有する権利義務を含む。）を承継する。

第六十條 組合が合併しようとするときは、總金において合併を議決しなければならない。

政廳に届け出なければならない。

第六十五條 組合が合併しようとするときは、總金において合併を議決しなければならない。

合併は、行政廳の認可を受けなければならぬ。

合併は、その効力を生じない。

前項の場合には、第六十條及び第六十一條の規定を準用する。

第六十六條 合併に因つて組合を設立するには、各組合の総会において組合員（准組合員及び法人たる組合員を除く。又は会員たる組合の役員の中から適任した設立委員が共同して、定款を作成し、役員を選任し、その他の設立に必要な行為をしなければならない。

第六十七条 清算人は、組合の債務を弁済した後でなければ、組合の財産を分配することができない。

第七十二条 清算事務が終つたときは、清算人は、清算報告書を作り、これを総会に提出してその承認を求めなければならない。

第七十三条 組合の解散及び清算には、民法第七十三条、第七十五条、第七十六条及び第七十八条乃至第八十三条並びに非訟事件手続法第三十五條第二項、第三十六條、第三十七條ノ二、第三百三十五条ノ二十五第二項第三項、第三百三十六條第一項、第三百三十七條及び

第六十条の規定を準用する。

第六十四条 組合の合併による解散の命令

解散の議決は、行政廳の認可を受ける。

前項の場合には、第六十條及び第六十一條の規定を準用する。

第一項の事由による外、農業協同組合は、組合員（准組合員を除く。）が十五人未満になつたことに因つて、農業協同組合連合会は、なつたことに因つて解散する。

組合は、前項の規定により解散したときは、運営なくその事務を理事に引き渡さなければならぬ。

第六十五条 合併後存続する組合又は合併に因つて設立する組合が、その主たる事務所の所在地において、第七十九條に規定する登記をすることに因つてその効力を生ずる。

第六十六条 合併後存続する組合又は合併に因つて設立した組合は、合併に因つて消滅した組合の権利義務（当該組合がその行う事業に關し、行政廳の許可、認可その他の処分に基いて有する権利義務を含む。）を承継する。

第六十七条 組合が合併しようとするときは、總金において合併を議決しなければならない。

合併は、行政廳の認可を受けなければならぬ。

條中「前條」とあるのは、「農業協同組合法第六十九條」と読み替えるものとする。

第七章 登記

第七十四条 設立の登記は、非出資組合にあつては設立の認可があつた日(第六十一条第二項及び第四項の場合にあつては、設立の認可に関する証明のあつた日)から、出資組合にあつては出資の第一回の拂込があつた日から二週間以内に、主たる事務所の所在地においてこれをしなければならない。

設立の登記には、左の事項を掲げなければならない。

一 第二十八条第一項第一号乃至第三号の事項

二 事務所

三 出資組合にあつては、出資一口の金額及びその拂込の方法並びに出資の総口数及び拂い込んだ出資の総額

四 存立時期を定めたときは、その時期

五 役員の氏名及び住所

六 公告の方法

組合は、設立の登記をした後二週間以内に、從たる事務所の所在地において前項の事項を登記しなければならない。

第七十五条 組合の成立後從たる事務所を設けたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、從たる事務所を設けたことを登記し、その從たる事務所の所在地においては同期内に前條第二項の事項を登記し、他の從たる事務所の所在地においては同期内に

にその從たる事務所を設けたことを登記しなければならない。

主たる事務所又は從たる事務所を設けたときは、その從たる事務所を設けたことを登記することを以て足りる。

第七十六条 組合が主たる事務所を移轉したときは、旧所在地においては二週間以内に移轉の登記をして、新所在地においては三週間以内に、主たる事務所の所在地においては三週間以内に、從たる事務所の所在地においては三週間以内に、合併後存続する組合については変更の登記、合併に因つて消滅する組合については解散の登記、合併に因つて設立した組合については第七十四条第二項に規定する登記をしなければならない。

第七十七条 第七十四条第二項の事項中に変更を生じたときは、その移轉の登記をすることを以て足りる。

第七十八条 第七十四条第二項の事項においては三週間以内に、從たる事務所の所在地においては二週間以内に、主たる事務所の所在地においては三週間以内に、從たる事務所の所在地においては二週間以内に、從たる事務所を登記しなければならない。

第七十九条 組合が合併をしたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、從たる事務所の所在地においては三週間以内に、合併後存続する組合については変更の登記、合併に因つて消滅する組合については解散の登記、合併に因つて設立した組合については第七十四条第二項に規定する登記をしなければならない。

第八十条 組合が合併をしたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、從たる事務所の所在地においては三週間以内に、清算人の氏名及び住所を登記しなければならない。

第八十一条 組合の清算が終了したときは、清算結了の日から主たる事務所の所在地においては二週間以内に、從たる事務所の所在地においては三週間以内に、從たる事務所の所在地においては三週間以内に、從たる事務所を登記しなければならない。

第八十二条 組合の登記については、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、從たる事務所の所在地においては三週間以内に、從たる事務所を登記しなければならない。

第八十三条 組合の清算が終了したときは、清算結了の日から主たる事務所の所在地においては二週間以内に、從たる事務所の所在地においては三週間以内に、從たる事務所を登記しなければならない。

第八十四条 第七十四条第三項の規定による登記は、理事の申請に因つてこれをする。

第八十五条 組合の事務所の新設又は事務所の移轉その他第七十四条第二項の事項の変更の登記は、理事又は清算人の申請に因つてこれをする。

第八十六条 第八十二条第一項の規定による登記の申請書には、事務所の新設又は登記事項の変更を記する書面を添附しなければならない。

第八十七条 第八十二条第一項の規定による登記の申請書には、申請人の清算人でない場合には、申請人の資格を証する書面を添附しなければならない。

第八十八条 第八十一条第一項の規定による登記の申請書には、理事が清算人でない場合には、申請人の資格を証する書面を添附しなければならない。

第八十九条 組合の清算が終了した登記の申請書には、清算人の申請に因つてこれをする。

第九十条 組合の清算が終了した登記の申請書には、清算人の申請に因つてこれをする。

第九十一条 組合の清算が終了した登記の申請書には、清算人の申請に因つてこれをする。

第九十二条 組合の清算が終了した登記の申請書には、清算人の申請に因つてこれをする。

第九十三条 組合の清算が終了した登記の申請書には、清算人の申請に因つてこれをする。

第九十四条 組合の清算が終了した登記の申請書には、清算人の申請に因つてこれをする。

第九十五条 組合の清算が終了した登記の申請書には、清算人の申請に因つてこれをする。

第九十六条 組合の清算が終了した登記の申請書には、清算人の申請に因つてこれをする。

第九十七条 組合の清算が終了した登記の申請書には、清算人の申請に因つてこれをする。

は、合併及び破産の場合を除いてこれをする。

前項の登記の中請書には、定款並びに出資の総口数及び出資第一回の拂込のあつたことを証する書面及び役員たることを証する書面を添附しなければならない。

第八十六条 第七十八条の規定による組合の解散の登記は、第二項に規定する場合を除いて、清算人の書面及び役員たることを証する書面を添附しなければならない。

前項の登記の申請書には、解散合併に因る出資組合の設立の登記の申請書には、前項に掲げる書面及び役員たることを証する書面を添附しなければならない。

第八十七条 第七十九條の規定による公報及び催告をしたこと、若しくは異議を述べた債務者があるときは、これに対し、弁済し、若しくは担保を供し、又は信託をしたことを証する書面を添附しなければならない。

第八十八条 第八十二条第一項の規定による登記の申請書には、理事会が組合の解散を命じた場所における解散の登記は、当該行政

機関の嘱託に因つてこれをする。

第八十九条 第七十九條の規定による解散の登記は、合併に因つて消滅した組合の理事の申請に因つて消滅した組合の理事の申請に因つて消滅した組合の理事の申請に因つてこれをする。

第九十条 第八十二条第一項の規定による登記の申請書には、理事会が組合の解散を命じた場所における解散の登記は、当該行政

機関の嘱託に因つてこれをする。

第九十一条 第八十二条第一項の規定による登記の申請書には、理事会が組合の解散を命じた場所における解散の登記は、当該行政

機関の嘱託に因つてこれをする。

第九十二条 第八十二条第一項の規定による登記の申請書には、理事会が組合の解散を命じた場所における解散の登記は、当該行政

機関の嘱託に因つてこれをする。

第九十三条 第八十二条第一項の規定による登記の申請書には、理事会が組合の解散を命じた場所における解散の登記は、当該行政

機関の嘱託に因つてこれをする。

第九十四条 第八十二条第一項の規定による登記の申請書には、理事会が組合の解散を命じた場所における解散の登記は、当該行政

機関の嘱託に因つてこれをする。

第九十五条 第八十二条第一項の規定による登記の申請書には、理事会が組合の解散を命じた場所における解散の登記は、当該行政

機関の嘱託に因つてこれをする。

第九十六条 第八十二条第一項の規定による登記の申請書には、理事会が組合の解散を命じた場所における解散の登記は、当該行政

機関の嘱託に因つてこれをする。

第九十七条 第八十二条第一項の規定による登記の申請書には、理事会が組合の解散を命じた場所における解散の登記は、当該行政

機関の嘱託に因つてこれをする。

第九十八条 第八十二条第一項の規定による登記の申請書には、理事会が組合の解散を命じた場所における解散の登記は、当該行政

機関の嘱託に因つてこれをする。

書の到達した時から登記の期間を起算する。但し、第六十一条第二項及び第四項の場合には、認可に関する証明書の到達した時から登記の期間を起算する。

第五十一条 第一項登記した事項は、司法事務局において解説なくこれを公告しなければならない。

第五十二条 組合の登記には、非證事件手続法第四十一条乃至第五十一条ノ六及び第五十四条乃至第五十七條の規定を準用する。

第八章 監督
第九十三条 行政廳は、組合に法令、命令に基いてする行政廳の处分又は定款若しくは規約を遵守させるために必要があると認めるとときは、組合からその業務又は財産の状況に關し報告を徵することができる。

第九十四条 組合員が組合員の十分の一以上の同意を得て、組合の業務又は会計が法令、命令に基いてする行政廳の処分又は定款若しくは規約を遵守させたときには、組合からその業務又は財産の状況に關し報告を徵することができる。

第九十五条 行政廳は、前條の規定による検査を請求したときは、行政廳は、當該組合の業務又は会計の状況を検査しなければならない。
行政廳は、組合の業務又は会計の状況を検査を請求したときは、行政廳は、當該組合の業務又は会計の状況を検査しなければならない。
行政廳は、組合の業務又は会計の状況を検査を請求したときは、行政廳は、當該組合の業務又は会計の状況を検査しなければならない。
行政廳は、組合の業務又は会計の状況を検査を請求したときは、行政廳は、當該組合の業務又は会計の状況を検査しなければならない。
行政廳は、組合の業務又は会計の状況を検査を請求したときは、行政廳は、當該組合の業務又は会計の状況を検査しなければならない。

第九十五条 行政廳は、前條の規定による検査を行つた場合において、當該組合の業務又は会計が法令に基いてする行政廳の処分又は定款若しくは規約に違反す

ることができる。
第八章 訴則
第九十九條 組合の役員が如何なる名義を以てするを問わず、組合の事業の範囲外において貸付をし、必要な措置を探るべき旨を命ずることができる。

組合が第十條に規定する以外の事業を行つたときは、行政廳は、當該組合の解散を命ずることができる。
當該組合の解散を命ずることができる。

第九十六条 組合員が組合員の十分の一以上の同意を得て、組合の招集手続、議決の方法又は選舉が法令、命令に基いてする行政廳の処分又は定款若しくは規約に違反することを理由として、その議決又は選舉若しくは當選決定の日から一箇月以内に、その議決又は選舉若しくは當選の取消を請求した場合において、行政廳は、その違反の事実があると認めるときは、當該決議又は選舉若しくは當選を取り消すことができる。

第九十七条 行政廳は、第十九條第一項の規定による契約の内容が公益に違反すると認めるときは、當該契約を取り消すことができる。

第九十八条 この法律中行政廳とあるのは、第六十八條の場合を除いては、都道府県若しくは特別市の区域又はその区域を超える区域を地区とする組合については主務大臣、その他の組合については都道府縣知事又は特別市の市長とする。
前項の規定による主務大臣の権限の一部は、これを都道府縣知事又は特別市の市長に委任することと

ができる。

第九章 訴則

第九十九條 組合の役員が如何なる名義を以てするを問わず、組合の事業の範囲外において貸付をし、必要な措置を探るべき旨を命ずることができる。

第五十三条 第三十六条の規定に違反したとき。
第六十条 第三十八条第一項若しくは第三十九條第一項の規定に違反して書類を備え置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、又は若しくは不実の記載をし、又は正当な理由がないのに第三十八條第三項若しくは第三十九條第二項の規定による閲覧を拒んだとき。

第六十一条 民法第八十一條第一項の規定に違反して破産宣告の請求を怠つたとき。
十七 この法律の規定による登記を怠り、又は不正の登記をしたとき。

第六十二条 第二條第二項の規定に違反して書類を備え置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、又は若しくは不実の記載をし、又は前項の罪を犯した者には、情状に因り、懲役及び罰金を併科することができる。

附 則

この法律施行の期日は、政令でこれを定める。

第六十三条 第四十九條若しくは第五十条第一項又は第六十五條第四項の規定に違反して出資一口の金額を減少し、又は出資組合の合併をしたとき。

第六十四条 第五十一條又は第五十二条の規定に違反したとき。

第六十五条 第四十九條の規定に違反して組合員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたと組合に対して同項の罰金刑を科する。

第六十六条 第五十四条の規定に違反したとき。

第六十七条 第五十五条の規定に違反したとき。

第六十八条 第六十四条第五項の規定に違反したとき。

第六十九條 第七十一條の規定に違反したとき。

第七十条 第七十條又は第七十二条に規定する以外の事業を営んだとき。

第七十一条 第十九條第二項の規定に違反したとき。

第七十二条 第七十條又は第七十二条に規定する以外の事業を営んだとき。

第七十三条 第七十一條の規定に違反して組合の財産を分配したとき。

第七十四条 第七十九條の期間内に債務者に弁済をしたとき。

第七十五条 民法第七十九條又は同法第八十一條に規定する公告を怠つたとき。

第六十七条 この法律施行の期日から八箇月を経過した時に

右の内閣提案は本院においてこれを修正議決した。

よつて國会法第八十三條により送付する。

この法律施行の期日は、政令でこれを定める。

昭和二十二年十月十八日

衆議院議長 松岡 駒吉

參議院議長 松平恒雄

農業協同組合法の制定に伴う農業團体の整理等に関する法律案

農業協同組合法(小字は農業院修正)の制定に伴う農業團体の整理等に関する法律案

第一條 農業團体法及び畜糞業組合法は、これを廃止する。

この法律施行の際現に存する市町村農業会、都道府縣農業会及び全國農業会(以下農業團体と総称する)並びに生糞輸出業組合及び春蚕實行組合について、前項に掲げる法律は、この法律施行後でも、なおその効力を有する。

前項の農業團体、生糞輸出業組合及び春蚕實行組合について、前項に掲げる法律は、この法律施行後でも、なおその効力を有する。

行の日から八箇月を経過した時に

現に存するもの（清算中のものを除く）は、その時に解散する。

行政廳は、必要があると認めるときは、何時でも第二項の農業團体又は春蚕實行組合に対し、解散命令を命ずることができる。この場合には、当該農業團体又は春蚕實行組合は、当該命令に因つて解散する。

第二項の農業團体で第三項の期間満了までに金融機関再建整備法第三十四條第二項の規定により新勘定及び旧勘定の区分の消滅しないものについては、第三項の規定を適用しない。

前項の農業團体は、同項の区分の消滅があつたときは、遅滞なく解散の議決をしなければならない。

第五項の農業團体は、第三項の期間満了の後は、その事業を行うことができない。

主務大臣は、第六項の規定による解散の議決及び第三項、第四項又は第六項の規定による解散に因る清算の結果を農業團体に速かに通知することができる。

第二條 農業團体は、行政廳の認可を受けなければ、その資産を処分してはならない。但し、通常の業務として行う処分は、この限りでない。

前項の規定施行前に農業團体の

した資産の処分に関する契約で同項の規定施行の日までに当該契約に係る資産の引渡又は代金の受領のいずれかが完了しているものについては、同項の規定を適用しない。

第一項の規定に違反する処分は、これを無効とする。

第一項の規定施行前に農業團体のした資産の処分に関する契約に係る資産の引渡及び代金の受領につき、同項の規定施行の日から二箇月以内に同項の認可がなかつたときは、当該契約は、解除されたものとみなす。

農業團体が第一項の規定に違反してその資産を処分したときは、その行為をした農業團体の代表者又は代理人、使用人その他の従業者は、これを三年以下の懲役又は一円四百以下の罰金に処する。

前項の罪を犯した者は、情状に因り、懲役及び罰金を併科することができる。

第三條 農業協同組合及び農業團体組合連合会は、農業團体の会員となることのできる者、即ち、都道府縣農業會又は全國農業會に対する農業團体の会員と同様の権利を有する者である。

各会員に平等にその持分に応じて、その施設を利用させることができることができる。

第四條 農業團体の財産の分配は、各会員に平等にその持分に応じて、その施設を利用させることができる。

第五條 市町村農業會の会員たる者の一部を組合員とする農業協同組合連合会に對し、その財産の分配は、行政廳の認可を受けて、當該市町村農業會に對し、譲渡の條件を定めてその資産の譲渡を命ずることができる。

前項の規定により市町村農業會の譲渡する資産の額の当該市町農業會の会員で当該農業協同組合の組合員たるものとの持分の額の占め

の分割を請求することができる。

前項の場合には、市町村農業會の財産は、当該市町村農業會の会員の持分の総額のうち、当該市町農業會の会員で同項の農業協同組合の組合員たるものとの持分の総額の占める割合に據り、当該市町村農業會の会員の地位及び持分その他の前二項の規定施行に關し必要な事項は、政令でこれを定める。

金融機関再建整備法第三十四條第二項の規定により新勘定及び旧勘定の区分の消滅しない市町村農業會については、前三項の規定は、これと適用しない。

前項の場合には、前條第二項、第三項及び第五項の規定を準用する。

第六條 市町村農業會の会員たる者は、行政廳の認可を受けて、当該市町村農業會に対し、その資産の譲渡又は債務の引受けに関する協議を求めることがある。

前項の場合において協議が調わないとときは、行政廳は、当事者又はその一方の申請に因り、当事者の意見を聽き、当該市町村農業會に對し、譲渡の條件を定めてその資産の譲渡を命ずることができる。

前項の規定により市町村農業會の譲渡する資産の額の当該市町農業會の会員で当該農業協同組合の組合員たるものとの持分の額の占めは、第一項の期間経過後でも、第三項に規定する会員の出席があるまでは、總会を招集しなければならない。この場合には、第二項乃至前項の規定を準用する。

第一項の規定による認可又は第二項の規定による命令の取消又は変更を求める訴は、当該認可又は命令を受けた日から一箇月を経過したときは、これを提起することができない。

第二項乃至前項に規定するもの外、第一項の規定施行に關し必要な事項は、政令でこれを定める。

第七條 命令で定める農業協同組合連合会は、行政廳の認可を受け、都道府縣農業會又は全國農業會に対し、その資産の譲渡又は債務の引受けに関する協議を求めることができる。

前項の場合には、前條第二項、第三項及び第五項の規定を準用する。

第八條 この法律施行の際現に存する農業團体は、この法律施行後二箇月以内に總会を招集しなければならない。

前項の總会の招集は、少くとも会日から十日前までに會議の目的

ないときは、行政廳は、当事者又はその一方の申請に因り、当事者の意見を聽き、当該市町村農業會に對し、譲渡の條件を定めてその資産の譲渡を命ずることができる。

第一項の總会は、会員の三分の一以上の出席がなければ、議事を開き、議決をすることはできない。

行政廳は、第一項の農業團体の理事又は清算人に対し、前項に規定する会員の出席を得るために必要な措置を探るべきことを命ずることができる。

第一項の總会の招集があつた場合において、第三項に規定する会員の出席がないときは、農業團体

は、第一項の期間経過後でも、第三項に規定する会員の出席があるまでは、總会を招集しなければならない。

第一項の規定は、第一條第三項、第四項及び第六項の規定の適用を妨げない。

前項の規定は、第一條第三項、第四項及び第六項の規定の適用を妨げない。

第九條 前條第一項の農業團体の理事又は清算人は、同項の總会において、農業協同組合法五項の總会の会日から一週間前までに事業報告書及び財産目録を監事に提出し、且つ、その總会に監事の意見書とともにこれらの書類を提出してその承認を求めなければならない。

前項の理事又は清算人は、同項の總会において、農業協同組合法及びこの法律に關し詳細な報告をしなければならない。

第一項の總会においては、資産処理委員会の委員を選任しなければならない。

前項の理事又は清算人は、同項の總会において、資産処理委員会の委員を選任しなければならない。

前項の委員の定数は、五人乃至九人とし、少くともその四分の三は、農業協同組合法第九條第一項に規定する農民でなければならない。

第一項の農業團体の理事又は清算人は、第五條の規定による財産の分割並びに第六條又は第七條の規定による資産の譲渡（第六條第二項及びその準用規定の場合におけるべき意見）及び債務の引受けについては、資產處理委員会の意見を聽き、これに從わなければならない。但

第二十七條 農村負債整理資金特別融通及損失補償法の一部を次のよう改正する。

第一條 第二項中「所屬市町村農業會」を「所屬農業協同組合」に改め、「會員若ハ」を削る。

第二十八條 農業保険法の一部を次のように改正する。

第一條中「市町村農業會」を「農業協同組合」に改める。

第十六條及び第五十三條中「市町村農業會及森林實行組合」を「農業協同組合」に改める。

第二十九條 農業動産信用法の一部を次のように改正する。

第三條及び第四條中「市町村農業會」を「農業協同組合」に改める。

第十二條中「農業實行組合、森林實行組合」を「農業協同組合」に、「市町村農業會」を「農業協同組合、農業協同組合連合会」に改める。

農業協同組合」に改める。

第三十條 農業倉庫法の一部を次のように改正する。

第一條第一項第二号中「市町村農業會」を「農業協同組合」に改める。

第四條中「市町村農業會貯金」を「農業協同組合連合会」に改める。

第四條第一項中「市町村農業會」を「農業協同組合」に改める。

第一條中「市町村農業會」を「農業協同組合」に改める。

第一條中「市町村農業會」を「農業協同組合」に改める。

第一條中「市町村農業會」を「農業協同組合」に改める。

第一條中「市町村農業會」を「農業協同組合」に改める。

第一條中「市町村農業會」を「農業協同組合」に改める。

第五條中「市町村農業會若ハ道府縣農業會」を「農業協同組合若ハ農業協同組合連合会」に、「農業團體法」を「農業協同組合法」に改め

府縣農業會、全國農業會」を「農業協同組合連合会」に改める。第十九條中「市町村農業會、道府縣農業會、全國農業會」を「農業協同組合、農業協同組合連合会」に改める。

第二十條中「道府縣農業會、全國農業會」を「農業協同組合連合会」に改める。

第二十一條第一項中「道府縣農業會、全國農業會」を「農業協同組合連合会」に改める。

第二十二條第一項中「市町村農業會、道府縣農業會、全國農業會」を「農業協同組合連合会」に改める。

第二十三條第一項中「市町村農業會、道府縣農業會、全國農業會」を「農業協同組合連合会」に改める。

第二十四條第一項中「市町村農業會、道府縣農業會、全國農業會」を「農業協同組合連合会」に改める。

第二十五條第一項中「市町村農業會、道府縣農業會、全國農業會」を「農業協同組合連合会」に改める。

第二十六條 信託業法の一部を次のように改正する。

第一條第一項第六号中「市町村農業會」を「農業協同組合」に改める。

第三十一條 國民貯蓄組合法の一部を次のように改正する。

第三十二條 製糸業法の一部を次のように改正する。

第一條及び第二條中「市町村農業會」を「農業協同組合」に改める。

第四條中「市町村農業會貯金」を「農業協同組合貯金」に改める。

第三十一條 豚糞業法の一部を次のように改正する。

第二十九條中「農業團體」を「農業協同組合」に改める。

第一條中「市町村農業會、道府縣農業會」を「農業協同組合連合会」に改める。

第三十三條 郵便貯金法の一部を次のように改正する。

第四條第三号中「市町村農業會、道府縣農業會、全國農業會」を「農業協同組合、農業協同組合連合会」に改め

第三十四条 金融緊急措置令の一部を次のように改正する。

第八條中「地方農業會」を「農業協同組合連合会」に改める。

第三十五条 所得税法の一部を次のように改正する。

第三十六条 信託業法の一部を次のように改正する。

第三十七条 製糸業法の一部を次のように改正する。

第三十八條 昭和十五年法律第九十号の一部を次のように改正する。

第三十九條中「市町村農業會、道府縣農業會」を「農業協同組合、農業協同組合連合会」に改める。

第三十九條 この法律施行の際現に存する農業團體、農事實行組合、生糸輸出組合及び養蚕實行組合について、非農業團體に改め

定にかかわらず、この法律施行後でも、なお從前の例による。

第四十条 この法律施行前(第一條

第三十五条 金銭緊急措置令の一部を次のように改正する。

第八條中「地方農業會」を「農業協同組合連合会」に改める。

第三十五条 所得税法の一部を次のように改正する。

第三十六条 信託業法の一部を次のように改正する。

第三十七条 製糸業法の一部を次のように改正する。

第三十八条 昭和十五年法律第九十号の一部を次のように改正する。

第三十九條中「市町村農業會、道府縣農業會」を「農業協同組合、農業協同組合連合会」に改める。

第四十条 第二項中「市町村農業會、道府縣農業會」を「農業協同組合連合会」に改める。

第四十一條第一項中「市町村農業會」を「農業協同組合連合会」に改める。

第四十二條第一項中「市町村農業會」を「農業協同組合連合会」に改める。

第四十三條第一項中「市町村農業會」を「農業協同組合連合会」に改める。

第四十四條第一項中「市町村農業會」を「農業協同組合連合会」に改める。

第四十五條第一項中「市町村農業會」を「農業協同組合連合会」に改める。

第四十六條第一項中「市町村農業會」を「農業協同組合連合会」に改める。

いまして、このことは一昨年十一月九日連合軍總司令部から発せられた

農地改革に関する覚書において、非農地改革に支配せられず、農民の經濟的、文化的向上を目的といたします。

ところの農業協同組合運動が提高いたされましたことに従事しても亦明らかでございます。暫くは農地改革によつて地均しせられます基盤の上において、我が國農業の実体並びに特徴世界にござります。暫くは農地改革によつて地均しせられます基盤の上において、我が國農業の実体並びに特徴世界にござります。

第四十七条 この法律施行後(第一條

第三十五条 金銭緊急措置令の一部を次のように改正する。

第八條中「地方農業會」を「農業協同組合連合会」に改める。

第三十五条 所得税法の一部を次のように改正する。

第三十六条 信託業法の一部を次のように改正する。

第三十七条 製糸業法の一部を次のように改正する。

第三十八条 昭和十五年法律第九十号の一部を次のように改正する。

第三十九條中「市町村農業會、道府縣農業會」を「農業協同組合、農業協同組合連合会」に改める。

第四十条 第二項中「市町村農業會、道府縣農業會」を「農業協同組合連合会」に改める。

第四十一條第一項中「市町村農業會」を「農業協同組合連合会」に改める。

第四十二條第一項中「市町村農業會」を「農業協同組合連合会」に改める。

第四十三條第一項中「市町村農業會」を「農業協同組合連合会」に改める。

第四十四條第一項中「市町村農業會」を「農業協同組合連合会」に改める。

第四十五條第一項中「市町村農業會」を「農業協同組合連合会」に改める。

一貫して尊重せられておるということとでございます。即ちこのことは只今申上げましたごとく、農民の自主的な協同組織確立がその根本義であることから來りまする当然の帰結でございましたて、從來の農業團体が、やもすれば政府の統制政策によつてその自主性が妨げられ、組合員の意思による組合の自由なる發展に遺憾がありましたのは異り、新らしい組合は、その設立は勿論、地区の決定、組合員としての加入、脱退等すべて自由であります。従つてこの觀点から、行政廳の監督も單に公益擁護の立場からする極く最小限のものに止められております。即ち一面において農民の自由な意思と判断とに委ねられることにいたしておると共に、他面においてはそし、組合員としての加入、脱退等すべて自由であります。従つてこの觀点から、行政廳の監督も單に公益擁護の立場からする極く最小限のものに止められております。即ち一面において農民の自由な意思と判断とに委ねられることにいたしておると共に、他面においてはそし、組合員としての加入、脱退等すべて自由であります。従つてこの觀点から、行政廳の監督も

合の運営に参加することのできる組合員の資格を正組合員たる農民に限つてあります。この点從來の團体がややもすれば農民的利害に左右せられ、従つて生産過程における協同的な事業が進まなかつた理由の一半もこれに基くものと考えられたからであります。生産面を強調するもう一つの現われは、新らしい組合の事業項目において示しておりますごとく、農作業の共同化、農地の造成、改良、管理、或いは農業水利施設の設置管理、農村工業施設の運営、農業技術向上のための教育普及等、今後の協同組合活動の重要な分野を積極的に明示しております。

次に農業協同組合法の制定に伴う農業團体の整理等に関する法律案について申上げます。この法律案の内容はその題名が示しておりますように、新しい協同組合法の施行に伴つて、從来の農業会、春蚕実行組合等は、法律施行後八ヶ月を最大期限として解散するのであります。この解散手続、或いは既存農業團体の財産の処理又は引継等に関するものと、他の法令におけるものと、他の法令におけるものと、他の法律案の整理改廃に關するものであります。その他の例ええば組合の地区内に住所を有する者で、その組合の施設を利用するふとを相当と認められるような者は、准組合員として組合に加入できます。尙以上二つの法律案共に施行期日につきまして、原案で政令を以て定むることとなつておる点を、衆議院において法律公布の日から一ヶ月以内において

定むる旨の修正が行われておるのであります。

また、多くの委員の方々より、我が國農業の將來における國際性から見た場合、傳えられるよう農業恐慌は直には來んし、又來ても昔と同じ形態ではないかも知れないが、併しそれにしてもそれに備えるためには、今から確乎たる心構えと準備をやり、この御説明でござりますが、委員会におきましては、この協同組合が、前に申上きましたごとく、農業改革の上において示しておりますごとく、農作業の共同化、農地の造成、改良、管理、或いは農業水利施設の設置管理、農村工

業施設の運営、農業技術向上のための教育普及等、今後の協同組合活動の重要な分野を積極的に明示しております。

次に第二の問題でありまする協同組

合の運営に参加することのできる組合員の資格を正組合員たる農民に限つてあります。この点從來の團体がややもすれば農民的利害に左右せられ、従つて生産過程における協同的な事業が進まなかつた理由の一半もこれに基くものと考えられたからであります。生産面を強調するもう一つの現われは、新らしい組合の事業項目において示しておりますごとく、農作業の共同化、農地の造成、改良、管理、或いは農業水利施設の設置管理、農村工

業施設の運営、農業技術向上のための教育普及等、今後の協同組合活動の重要な分野を積極的に明示しております。

次に農業協同組合法の制定に伴う農業團体の整理等に関する法律案について申上げます。この法律案の内容はその題名が示しておりますように、新しい協同組合法の施行に伴つて、從来の農業会、春蚕実行組合等は、法律施行後八ヶ月を最大期限として解散するのであります。この解散手續、或いは既存農業團体の財産の処理又は引継等に関するものと、他の法令におけるものと、他の法律案の整理改廃に關するものであります。その他の例ええば組合の地区内に住所を有する者で、その組合の施設を利用するふとを相当と認められるような者は、准組合員として組合に加入できます。尙以上二つの法律案共に施行期日につきまして、原案で政令を以て定むることとなつておる点を、衆議院において法律公布の日から一ヶ月以内において示します。

次に第二の問題でありまする協同組合の運営に關することとござります。先ず第一の、本法が完全に行われるための基礎條件に關することとござります。第一の、本法が完全に行われるための基礎條件に關することとござります。第一の、本法が完全に行われるための基礎條件に關することとござります。

存じます。

同組合との関係について政府はいかに
考えておるか、又近く農民組合法制定の
の意思ありやとの質疑に対し、農林
大臣より、農民組合法制定の意思はない
。又農民組合と協同組合との関係につ
いては、その間一部共通点、例え
ば、それ／＼の指導者に日本農業改善に
する熱意についての共通点はあるけれ
ども、兩者は大体においてその存立意
義は明確に區別し得るものと思う。即
ち農民組合は端的にいつて、政治的に
訴えてその要求を達せんとする運動体
であり、この意味において政治的性格
を有するが、協同組合は政治的運動は
やつてはならんものと思うとの答弁が
ございました。又いわゆる生活協同組
合との関係をいかに農村に結びつける
かとの質疑に対しましては、農村に關
する限りにおいては、農業協同組合を
以て生活協同組合と考えられたいとの
趣旨の答弁がございました。

要するにこの問題は、歸するところ農業開拓、林業等農林行政各部門に亘り、その間適切なる総合調整の必要なことを示唆しておるのであります。この点につきましては、委員会といたしましても全体を通じて強く政府の反省及び善處が要請せられましたところであります。

次に組合法第十條第五項において、いわゆる信用事業を営む協同組合連合会は、他の事業を行うことができないことになつておるのであります。が、農業の改善、発達には資金が不可分でありますし、従つてこのいわゆる信用事業兼營を禁止の趣旨如何との質疑に対しまして、農林、大蔵両當局より、単位の協同組合だけは例外的に信用事業兼營を認めたのであるけれども、本來いろいろの事業を行う團体と信用事業を行なう團体とは別にすることが預金の安定性を保持する上から見ても、亦系統團體の相互融資等の点から見ても適當であるとする考え方によつたものであるとの答弁がございました。

最後に第三の問題として、旧農業團体から新組合への移行に際しての耕地面積問題に関する質疑につきましては、單純に旧農業会が協同組合に衣替えしたに過ぎぬことであつては、折角の法案もその意味を失うことになるわけありますから、その觀點からいたしましては、現に旧農業会が協同組合に衣替えしたする質疑と、同時に又その移行が田地に行われませず、或いは又混亂を伴つて行なわれますならば、將來の堅実な

尤もこの政府の用意の具体的な内容につきましては、北村委員から掘り下げて御質疑がございましたが、ここでは速記録に割愛いたしたいと存じます。

次に、旧農業團体に從事する約四十万にも及ぶ極めて多数の職員の失業をいかに考えておるか。又その対策如何との質疑に対しまして、現在の職員は一部はこの新らしい協同組合の職員となるのみならず、その他作物統計調査局或いは指導農場の職員となり、更に又近く制定を期待している生産調整法に基く職員として活用せられ、むしろ今日の不十分な待遇よりはよくなり、大した心配はいらんとのことでございました。

以上が質疑應答の大要であります
が、かくて質疑終了後討論に付しましたところ、先づ共產党を代表して板野委員から、新しい農業協同組合は、從來の非民主的な農業團体に比して極めて進歩的意味を有しております、この観点より本案には賛成である。併しながら眞に法律所期の堅実なる組合の発達を期するためには、それを保証するための基礎的條件の完備、その他種々の施策が併せ行われることを必要とし、而してそのためには、土地改革の徹底、適正利率による農業資金の融通、及び農業再生產に必要な各種資材の優先的確保、生産の共同化、及び技術向上に関する積極的助成、公職追放者その他戰時中の農業團體役員

淺岡	信夫君	木下	盛雄君	(大藏事務官 主税局長)	前尾樂三郎君
堺	未治君	荒井	八郎君	農林事務次官	井上 良次君
西川甚五郎君		奥	主一郎君	道總務局長官(鐵道)	伊能繁次郎君
大屋	晋三君	黒田	英雄君	貿易廳長官	永井幸太郎君
石坂	豊二君	柴田	政次君	運輸事務官(鐵道)	(主税局長)
大野木秀次郎君		遠山	丙市君	通信事務官	前尾樂三郎君
森山	豊壽君	小林	英三君	通信事務官(總務局長)	大野 勝三君
板谷	順助君	松野	喜内君	通信事務官(總務局長)	椎熊 三郎君
黒川	武雄君	松鶴	喜作君	通信事務官(總務局長)	伊能繁次郎君
一松	政二君	大隅	憲二君	通信事務官(總務局長)	(主計課長)
深水	六郎君	平岡	市三君	通信事務官(總務局長)	横山 信夫君
仲子	隆君	屋形	六郎兵衛君	勞動政務次官	土井 直作君
境野	清雄君	國	伊能君		
中川	幸平君	西山	龟七君		
橋本萬右衛門君		池田	七郎兵衛君		
平沼彌太郎君		左藤	義詮君		
國務大臣		小串	清二君		
内閣總理大臣	片山	哲君			
大藏大臣	栗栖	起夫君			
文部大臣	森戸	辰勇君			
運輸大臣	吉米地	義三君			
通商大臣	三木	武夫君			
國務大臣	西尾	末廣君			
政府委員					
内閣官房次長	瀧川	末一君			
総理農技官(經濟安定本部) 官房長	谷口	孟君			
大藏事務官(主 計局次長)	森永貞一郎君				
河野	一之君				

定價一部一円四十銭

発行所

東京都新宿区市ヶ谷本村町
電話九段五三一〇〇〇印
振替東京一九〇〇〇〇圖書課